第６回相良村議会９月定例会会議録

令和７年９月１７日（水）開会

（第２号）

相　良　村　議　会

令和７年第６回相良村議会定例会（第２号）

令和 7 年 9 月 17 日
午前 10 時 00 分開会
於　会議議場

開議

１．議事日程

日程第１　一般質問

散　会

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　古　川　　渉　　君	６番　坂　田　朋　美　君
２番　恒　松　隆　生　君	７番　徳　田　正　臣　君
３番　嶽　本　浩　則　君	８番　黒　木　正　照　君
４番　梅　山　　弘　　君	９番　市　岡　智　惠　君
５番　川　邊　一　徳　君	１０番　黒　木　正　照　君

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（１０名）

村　　長	吉　松　啓　一　君	税務課長	平　川　千　春　君
教　育　長	中　村　和　弘　君	建設課長	大　土　手　寛　君
総務課長	川　邊　俊　二　君	教育課長	出　合　宏　光　君
会計管理者	岡　村　哲　臣　君	農林振興課長	倉　田　雅　弘　君
保健福祉課長	平　田　智　博　君	農業委員会事務局長	和　田　　耕　　君
企画商工課長	佐　竹　淑　子　君		

５．本会議の書記

議会事務局長　　磯　田　昌　臣　君

開会　午前10時00分

―――――――――○―――――――――

日程第１　一般質問

○議長（永田博人議員）　おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。それでは、日程に従いまして、日程第１、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので、順番に発言を許します。8番、黒木正照議員。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○８番（黒木正照議員）　おはようございます。8番質問をさせていただきます。2点通告しておりますので、通告順に従って質問を行います。まず、村内選挙の課題についてということで、1点目、村長、村議選の投票率の推移についてということで、伺いますが、できればですね、4回、ないし、或いは5回の選挙についてお願いできればというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　おはようございます。総務課長お答えいたします。まず、村長選挙の投票率ですが、過去5回、投票が行われました過去5回についてご説明いたします。まず、平成17年、このときが87.97%。次は平成20年、83.81%。

○８番（黒木正照議員）　そこちょっと西暦でちょっと言ってもらえますか。

○総務課長（川邊俊二君）　西暦ですね。すみません。ちょっと和暦でいいですか。すいません。続いて平成24年が85.79%、次が平成28年83.68%、令和2年が80.68%でございました。令和6年につきまして無投票でございましたので、以下、5回の選挙の投票率の結果でございます。続いて村議会議員一般選挙につきましても過去5回というところで、平成21年が、87.24%。平成25年83.18%、平成29年80.14%、令和3年81.68%、最後は令和7年76.84%でございました。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8番。

○議長（永田博人議員）　8番議員。

○８番（黒木正照議員）　はいすいません。そうですね私の調べでもですね、村議選だけ申し上げますが、今言われましたように、2009年で87.24%、2013年で83.18%、2017年80.14%、2021年81.68%、本年がですね、76.84%というふうに同じような数字でございました。そういう中でですね、村議選で、2009年4月19日投票から、本年度、4月20日投票ですね。までで、10.4%ほど下落をしております。また村長選挙においてはですね、昨年は無投票でございましたので、2008年3月23日投票から、2020年3月1日投票で、こちらはですね、3.13%の下落となっているようでございます。上がった年がですね、1回ありますけれども、ほとんどがですね、前回の投票を下回った投票率となっておるようでございます。そういう中で次に、投票率低下の問題について伺いたいというふうに思いますけれども。投票率向上の課題と同時に質

問いたしますので議長にはですね、質問回数にご配慮いただければというふうに、思います。まず、先ほど申し上げましたようにですね、村議選においては、過去5回の選挙で 10.4%下落している状況にあります。なぜですね、このように、身近な選挙である、村議会議員選挙でも、投票率低下に歯止めがかからない状況にあるのか、とてもですね、重要な問題であろうというふうに考えるところでございますが、そのようなことをですね、行政としてはどのような問題、或いは課題がですね、あるというふうに捉えられておるのでしょうか。そのことについて、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。過去の選挙結果を並べてみますと、若干上がった年もあるんですけれども、年々、議員おっしゃるとおり下がっているというところでございます。考えられるのが全国的に言われているのが、政治離れということがあるかと思います。若い世代の選挙に参加する機会をふやして若い世代の意見反映させることを目的に、平成 28 年 6 月から選挙権が 18 歳に引き下げられております。ただ、この引き下げられた影響というものがなかなか、選挙結果の方には、見えてきてないのかなというのを感じているところでございます。また直近でいきますと、投票所の数を、村内 10 ヶ所だったものを 4 ヶ所に縮小しております。ただこれにつきましては、選挙立ち会い人の投票立ち会いの確保が難しかったりというような現状もございますけれども、これも、いくつかの影響の 1 つではないかなというふうに考えているところでございます。ただそういった中で、村議会議員選挙におきましては、中身をちょっと見てみますと、候補者がいらっしゃらない地区においては、軒並み低い傾向にあったのかなというふうに推測しているところでございます。また、先ほど、投票所縮小をしたというところも影響にあるとお話をさせていただきましたが、投票所が変わらない選挙区においても、マイナスのところがございますので他にもいろいろな影響があるんじゃないかなというふうに考えております。選挙管理委員会におきましても、様々な今回の投票の結果を受けまして、どういったら、どういったことをやったら投票率を上げることができるのかという検討を行っているところでございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　はい、8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　この件については、村長も同じ考えということでよろしいですかね、はい。今、答弁をいただきましたけれどもですね、このことについて私たち政治家のですね、責任というものも、やはりあるのではないかというふうに思っております。もう、先ほど言われました有権者の政治への関心、信頼感が低下したことによる、投票率低下とみなすこともできるというふうに考えております。ある集計でござ

いますが、裁判官、弁護士は非常に信頼する、やや信頼するというのがですね、71.9%ありました。その反面、政治家については、非常に信頼するという回答はゼロでございまして、やや信頼するということが、13%と残念な数字も見受けられました。そのようにですね、政治家自体の問題も多くあることを理解しながら、質問を続けさせていただきますが、先ほどありました、投票所ですね、この適切な設営というのは、有権者の投票機会を確保する重要な課題だというふうに考えますし、過疎化が進んだ高齢者の多い地域においては、特に、考慮する課題ではないでしょうか。人的また金銭的なことが原因だと思っておりますけれども、相良村においても先ほど言われました、10ヶ所がですね、4ヶ所に投票所がなりましたし、有権者、特に高齢者、障がい者、公共交通機関がない方、運転免許返納された方にとってですね、大変な問題で、投票を諦める方もおられるんではないかというふうに推察いたします。そこでですね、すべての有権者が、公平に投票できる機会、環境を確保するのが行政の務めと考えますので、別段の知恵をですね、出し合いこれから進めていくことが重要であると思いますが、このことについて伺います。

○議長（永田博人議員） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。先ほど、選挙管理委員会でも検討中というところでお話をしたんですが、考えられる方策等につきまして、すいません、投票所の課題の方にもちょっと入ってしまう答弁になると思います。検討する内容としまして、巡回投票期日前投票所の実施とか、あとは、投票所投票日当日の送迎、そういったものがどうだろうかというところで、他自治体で取り組まれてる内容について今検討してるというところでございます。どうにかして、選挙を投票率が上がるような形で考えているというところでございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員） はい、8番。

○議長（永田博人議員） 8番議員。

○８番（黒木正照議員） はい。まあ、あの投票率向上のためにはですね、やはり投票しやすい環境の整備、また、投票の負担感を軽減することが重要だということのようでございます。まだ、投票所までのですね距離、この距離と時間ですね、これが長くなれば、投票率はおのずと下がってくるということのようでございます。全くそのとおりだと思いますけれども、そのような中でですね、選挙のために、当然ですが、先ほど言われました選挙管理委員会ではですね、広く投票を呼びかけておられますけれども、しかしながら、現状、投票所がですね、減ったことによりまして、投票の機会を奪われている方もいるというふうに思っておりますので、このままですね、手をこまねいていれば、そういったことに対しては矛盾が生じているんではないかというふうに考えているところでございます。そこで提案でございます。先ほど総務課長の言葉にもありました、巡回の移動投票所ということで言われましたが、私はあえて移動期

日前投票所というふうに言わせていただきますが、この取り組みについてですね、伺いたいというふうに思います。ご存じのように、移動期日前投票ではですね、場所、時間を決めて、一時的に投票所を設置する取り組みでございますが、この取り組むことによってですね、先ほど申しました、高齢者、障がい者、公共交通機関がない地域に住まわれている有権者、或いは、運転免許を返納された方など、投票の機会が大幅に上がるというふうに考えます。この取り組みについてはですね、やはり早急に行うべきではないかなというふうに考えるところでございますが、選挙管理委員会のほうにおいては、いろいろ考えがあるというふうなことでございましたが、この移動期日前投票所に、取り組みについてですね、どのように考えていかれるのかということで、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。移動期日前投票につきましても検討の材料の１つというところで検討してるところでございますが、そういった中で、課題もございまして、現在使用しています選挙のシステムがそのままで今使えないというような状況でございます。また、二重投票防止を図るための投票システムの改修などが今後必要になってくるというところを感じます。また、役場の村民ホールの方では、これまでとおり期日前投票を行いますので、選挙立会人がまた別途３名は必要になるというところもございますので、そういったもろもろの課題等を考えながら、移動期日前投票の実施、または、投票日当日の有権者の送迎、そういったものも検討の１つになってございますので、いろんな方策、各自治体の方でもやっていらっしゃいますので、そういったものをいろいろ考えながら、どれが最適かというところで選挙管理委員会の方で検討を行っているというところでございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　８番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい。まあ、あの、検討の１つということで、検討がなされているということのようでございますけれども、球磨郡においてもですね調べたところ、多良木町でですね、はい、令和３年に４日間、実施をされているというふうなことでございました。まあ、あの、いろんな、さっき言われました問題点はあろうかと思いますが、それほどですね多額な金額が要するというふうなことは聞いておりませんので、私たち相良村においてもですね、取り組むことはそれほど難しいことではないんではないかというふうに私は思っておるところでございますが、この地方選挙においてはですね、移動手段に対する経費について経費の２分の１を乗じた額がですね、特別交付税で措置されることになっているということのようでございます。我が国ではですね、2030 年に、65 歳以上が全人口の 31％前後、約 3,700 万人、またさらには、2040 年にはですね、約

35%の 3,921 万人でございます。また、本年相良村においてはですね、65 歳以上の高齢化率が 44.9%、約 1,760 名ほどおられるということと、人吉球磨でもですね、40.8%とのことでございまして、今後、要介護者の増加も予想されていて、投票の意思があってもですね、投票に行けない人がますます増えることが懸念されるというふうに思います。そのようなことからですね、移動期日前投票所の取り組みの重要性が増してくると考えますので、先ほどの答弁でですね、この移動期日前投票について、選挙管理委員会にも検討課題の中の 1 つだというふうにおっしゃいましたので、何卒ですね、急いで、この取り組みがなされるような方向に進んでいくことを期待したいというふうに思っております。このことについて村長、何かあればお聞かせ願えませんか。

○議長（永田博人議員） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） おはようございます。今総務課長が、選管の書記もしておりますので、選管として、答弁したと思います。全くそのとおりだと思いますが、今、期日前投票が 47.3%ということでもう半分近い人が期日前投票されております。よってですね上四浦も、今上四浦区がありませんので田代に来られるんですが、結果的には、投票率は下がっていないと、それと、松葉地区については、投票所も 10 あったのが 4 つになっても下がっているということで、全体的に投票率は下がっているんですが、やはり 8 番議員が言われましたとおり、どうにか投票率を上げるためにですね、期日前投票で、この役場に来やすいような形、あとでいろんなコミュニティバス等の質問もございますので、そういったものを利用して、できるだけ比率を上げると、ただもう 90%超えることはありません。なぜならば、もう施設に入所されている方、村外におられる方がおられますので、村会議員は特に、5 日間の告示期間の中にですね、郵便投票をするにしても、もう日にちがなかなか間に合わないと、そこまでして投票しないという方がおられますのでもう 90%超えることはないんですが、やはり、8 番議員が言われましたとおり、80%の中にですね、やっていかれればと思っておりますので、あとは今日ご質問もいただきましたので選管の方で、どれが正しいのか、或いは多良木でも持ち回りでやっておりますが、これが有効かどうか、それ持ちまわった関係で、期日前投票が少なくなったということもありますので、私の基本とすれば、期日前投票にですね、どうにか乗り合いタクシーとかそういうのを利用されて、していただくのが一番いいんじゃなかろうかと思っております。何遍も申し上げますが後はもう選挙管理委員会の方でいろんなご決定をされるものと思っております。以上でございます。

○８番（黒木正照議員） はい、8 番。

○議長（永田博人議員） 8 番議員。

○８番（黒木正照議員） はい。今、村長の方からですね、期日前投票においてはもう 40%以上あるというふうなこと、これが進んできているというふうなことと、役場に来やすい環境を進めていくことが大事だというふうな話だったというふうに思っておりますが、

そういうそれも本当に大事なことではあります。がですね、来たくても来れない人がいるという状況の中で、この移動期日前投票所の取り組みよりもですね、もっと進んだですね、取り組みをされている自治体があるということでございます。茨城県つくば市ですね、オンデマンド型移動期日前投票所の実証実験というものをされておられるようでございまして、内容としてですね、移動困難な有権者に対する投票しやすい環境を整備する、整備するためのオンデマンド予約による事前の利用希望に基づき、自宅まで移動投票車ですね、これがくるサービス。これと、自宅から移動投票所まで送迎するサービスを組み合わせた取り組みを、取り組みをですね、進められていて、令和6年1月には、市内の一部地域に住む18歳以上を対象に模擬住民投票を行ったというようなことでございまして、実証実験の主な流れとしてはですね、投票案内が郵送で届きまして、それをもらった方はですね、スマートフォンまたは電話で投票できる日時を選択して、移動投票車を予約されると。そして、投票当日に移動投票車が自宅まで来て、投票をするという内容でございまして、交通公共機関がない地域が多くですね、また、高齢化率45%近くのこの相良村にですね、本当にマッチした取り組みではないのかなというふうに思っております。この先ほど言われました村長も、役場に来やすい環境と、これは本当に大事でございますが、なかなかその来やすい環境来れない方がいる。そのことを、その人たちにもですね、どうにか目を向けていただきたいなというふうに思いますので、このオンデマンド型移動期日前投票についてもですね、車1台、役場にある車1台を利用すればいい、職員は2名ほどいりますけれども、そういった取り組みについてもですね、されているところが実際ありますので、このことについてはですね、やはり、移動期日前の投票については今、検討課題の1つだというふうにおっしゃいましたけれども、このオンデマンド型の移動期日前投票についてもですね、もう1歩踏み込んで、考えを進めていただければ、私たち相良のようなですね、僻地と言ったら語弊があるかもしれませんが、移動手段を持たない方が多くいられる、地域の方にとってはですね、とてもありがたい取り組みになるというふうに思っておりますが、この件について、総務課長、村長ともにお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　村長。

○村長（吉松啓一君）　8番議員が言われました、私が答弁したのに少し合うところがあると思いますが、やはり持ち回りの投票はなかなか難しいということで、役場に来ていただくそのためにも、乗り合いタクシー、オンデマンドですかね、そういうのを利用してしていただく。どうしても来られない人はですね、結果的には自分の、いわば玄関から先も歩かれないという人もおられますので、やはり自宅まで行って、その投票をお願いしますということはできないと思うんですよね。やはり、投票するしないはやはり有権者の自由ですので、できるだけ利便性は図っていいかもしれませんが、自宅まで行くというのはどうかなと思っておりますので、投票をされる方が何遍も申し上げますが、期日前投票所、うちで言えば、役場に来やすい体制、それは乗り合い

タクシーでも、いろんな形でもいいと思いますが、結果的ないろんなことについては、病院に行かれるときもですね、どうにかしていかれるわけですので、やはり、何日役場に申し込んでそれをこうしてっていうのは、もう、何月何日にお宅に来ますよということで、ある程度半端強制になりますので、役場で期日前投票した場合は８時半から８時まで夜８時までありますので、自分の行きたいときに、病院に行くついで、買い物に行くついでに投票できますので、そのラインをですねそちらの私が申しましたそのラインのほうが、投票をされる方が、自分が５日間、村会議員は５日間ですが、この間で、ついでに投票にこられるということで、そちらの方が、これは個人的な意見ですが、そちらのほうが、本人の方も来やすいんじゃなかろうかと思っております。また８番議員が言われたこともですね、選管の方では協議されると思いますので、それを含めて、今決定する事項ではございませんが、再三申し上げましたとおり期日前投票がもう半分近くなっておりますので、これをいかに有効に利用するかという形で来やすい期日前投票をしたい。ついでに期日前投票をしていただくと、そういう形の方がいいんじゃなかろうかと思っております。以上でございます。

○議長（永田博人議員）　８番議員。

○８番（黒木正照議員）　村長の方から、今答弁いただきましたけれどもですね、従来の移動期日前投票所のデメリットというのもございまして、介護者の都合と当事者の都合をですね、事前に調整して決められた時間に投票する必要があったということでございまして、また、自宅のすぐ近くにね、車が来ないため、行きたくても投票所に行けないという場合もあったなどの、課題事例も報告されておりますけれども、このオンデマンド型移動期日前投票所の取り組み、これですね。今言った課題、これが解消し、介護者の都合も含めて、投票者の都合のよい時間に投票所を設置できる点にあるということでございます。また自宅前まで投票所が来てくれるためにですね、投票が非常に容易になるということで、今後はこのようなオンデマンドをですね、活用しながら、投票所への移動支援、移動期日前投票所の取り組みを進め、すべての有権者がですね、公平に投票権を行使できる社会を実現していくことが期待されているというふうなことでございます。私は全くそのとおりだと思いますので、村長、先ほど答弁ありましたが、少し考えをですね、変えていただきたいなというふうに期待をしておりますが、このことは、総務省あたりもですね、このオンデマンド型移動期日前投票所については推奨しておるということでございますので、国民の権利である投票が進むようですね。私たち政治家の務めとして、政治が有権者、村民の生活にですね、密接に関わっていることを実感してもらえる活動努力が必要でありますし、オンデマンド型移動期日前投票所の取り組み、これを、私はできれば、前向きに検討していただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。２点目です。村営・村有住宅についてということでお伺いをいたします。村営住宅と村有住宅の違いについてということでお伺いをいたしますけれども、村営住宅についてはですね、村が建設また、買い取り、借り上げを行い低額所得者に賃貸しと

いうふうにあります。村においては、深水、永谷、田代、これ田ノ下というんでしょうかね。植竹、永谷集合住宅、にしはらでしょうかにしばるでしょうか、にあるようでございます。村有住宅についてはですね、所得の低い村民に向け比較的安い家賃で提供されるものだというふうに思っておりますが、これも小田下でいいんでしょうか。住宅 1 万 7,000 円。田代住宅 1 号 2 号 3 号住宅、いずれもですね、これ 1 万 5,000 円。松葉団地 1 万円と 1 万 2,000 円とあるようでございます。また次の通告にありますけれども、中所得者に当てはまるのではないかと思いますけれども、特定公共賃貸住宅が、植竹に 5 棟あるようでございます。災害公営住宅もありますけれども、村営住宅・村有住宅の違いについてですね、少しわかりやすく説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。まず村営住宅についてでございますが、村が管理している所有管理している住宅すべてを村営住宅というふうに捉えていただきまして、その中に公営住宅法に基づく公営住宅、村有住宅、特定公共賃貸住宅の 3 種類があるというふうにございます。村の条例におきましては、公営住宅のことにつきましては、村営住宅ということで村営住宅条例で定めているところでございます。簡単に言いますと条例でいう村営住宅につきましては、補助金を活用しまして建物を建てて、公営住宅法に基づき、管理運営している低所得者用の住宅。家賃につきましては、前年度の所得に応じて決定するものでございます。他法、村有住宅につきましては、条例内での住宅のどういったものが住宅かという定めはございませんが、村独自に管理運営している住宅でございまして、入居に際しての所得要件はございません。また家賃は先ほど議員おっしゃられたとおり、条例のほうで定めてあるというところでございます。一番の違いにつきましては、入居に際しての所得要件があるかないか、また家賃が所得によって決まるのか、条例で定めてあるかの違いでございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい、すいませんあの、一応聞きましたが、全部が頭に入りませんでしたけれども、私としてはですね、村営住宅とはということで、例としてですね、月収が 10 万 4,000 円以下は、家賃 3 万 4,400 円。月収 25 万 9,001 円以上が、家賃 9 万 1,000 円いうふうなことがありますし、所得が基準以下の人に対して低額な家賃で賃貸されると。民間賃貸の 3 分の 1 から 2 分の 1 程度が目安というふうなことでこれも合っておりますかね。そうですか。そういう中でですね。月収 10 万 4,000 円以下の方にですね、家賃 3 万 4,400 円。実際これが当てはまるのかどうか。月収 25 万 9,001 円以上の方から、本当にですね。9 万 1,000 円家賃をとられるのか。それが本当にですね謳われている低額な家賃での賃貸なのかというふうに思うところ

でございますが、また、民間賃貸のですね、3分の1から2分の1程度の目安なのかということも、私は疑問がございます。このことについてですね、実際、このような家賃設定で、実際、入居者からですね、その家賃を徴収されているのかどうかということでお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。まず、村営住宅に入居できる要件の所得要件が、世帯に入居される方すべての方の所得が月額所得が 15 万 8,000 円以下でないとまず入居できないというところでございます。それぞれの住宅におきまして、家賃を算出するものがございます。それによりまして、近傍同種の家賃、または、それぞれの所得の段階に応じての家賃というのがそれぞれの住宅で変わってきます。手元に、植竹団地の例をご説明申し上げますと、近傍同種の家賃と、またもともと同じような住宅の家賃というのが、9 万 3,500 円というところです。で、先ほど言いました 15 万 8,000 円の基準の金額が、3 万 700 円になってます。これ植竹団地の部分になります。それから、一番低い方で 10 万 4,000 円、この方で 2 万 600 円になります。25 万 9,001 円以上になると、先ほど申しました近傍同種の家賃を支払っていただく 9 万 3,500 円を支払っていただくということになってございます。基本的には所得が低い方に対しての住宅になりますので、所得が上がっていきますと、段階的に家賃のが高くなる。または、そういった方につきましては、退去していただく努力義務、そういったものも発生していくところでございます。努力義務です。いや、住宅から退去していただく努力義務というのが、あまり高過ぎと、それが続くとそういった努力義務、または高額になってくると、村の方から出ていってくださいというそういった内容まで決まっているところでございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい、今言われました、あんまり所得が多い方は、退去していただく努力義務が発生するというふうなことの答弁でございましたが、ただですねこの 25 万 9,001 円以上がもう実際 9 万 3,500 円の家賃になると。極端に言えば後の 10、4、5 万で生活しなくちゃいけないというふうなことでですね、本当にこれがですね、低額な家賃の賃貸というふうになるのかなというふうに思うところですよね。それと、10 万 4,000 円の方は 2 万 600 円。この 2 万 600 円というのはもうどこに住んでも、これぐらいの家賃というのは仕方ないところかもしれませんが、やはりそれ 10 万に対しても 2 万という数字というのは、その残りで生活しなくちゃいけないんですから、この減免措置というのはあっていいのかなというふうに思ったりもするところですが、再度すいませんちょっと先ほど聞き漏らしたというか、言葉あったと思うんですが。この村営住宅ですね。それと村有住宅の、この明確な基準の入居の基準

ですね。再度、入居基準の違いこれを再度ちょっと教えてください。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。基準、所得の基準でございますが、15 万 8,000 円以下。これは公営住宅法に基づいたところでの金額設定になってございます。15 万 8,000 円以下でないといわゆる村営住宅のほうには入居できない。ただ、村有住宅につきましては公営住宅法に基づいておりませんので、村のほうで金額の設定をして、条例で金額を定めて、入居をしていただいている。家賃のほうを支払っていただくと。村有住宅については、所得要件はございません。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　はい、8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい、これは、あの、月収総額として捉えていいんですかねこの金額というのは。

○総務課長（川邊俊二君）　経費と引いたときの。引いたところの。

○８番（黒木正照議員）　経費。経費っていうのが難しいですよね。私たちからすると。よろしいですか。この件。

○議長（永田博人議員）　もう 3 回目です。

○８番（黒木正照議員）　はい。じゃあ 3 回目でいいです。この件については終わりです。

○議長（永田博人議員）　総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長お答えいたします。この所得につきましては、税で引かれた部分の残り、要するに税の方で申告された所得になります。それが 12 で割ったときに、15 万 8,000 円以下と、入居についてはその他に、控除、別にまた控除がございます。その 15 万 8,000 円から、例えば、所得ある方については 1 人 10 万円の控除とか、あとは扶養親族があったら、1 人 38 万の控除とか、それから引いた残りが 15 万 8,000 以下ということになりますので、さらに、本来であれば扶養が多かったら、さらに控除する金額が増えてくる。現在多いのが、そういった控除、扶養者がいなくなったりとか、あとは共働で所得の方が増えたという方が、段階的に所得がオーバーしているという状況でございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい。ありがとうございます。理解しました。3 回しましたので次に行きます。この特定公共賃貸住宅についてですね、先ほど言いました、植竹に 5 棟あるということでございますけれども。これが家賃が 5 万 6,000 円。入居者負担金、これが 4 万 2,000 円というふうにこの条例のほうに載っておりましたけれども、

調べてですね、私も調べて、所得としてはですね、15 万 8,000 円から 48 万 7,000 円となっていると思いますけれども、それ以上の所得がある人はですね、どこにも入居できないということなのかということで思っておりましたが、村有住宅には入居できるというふうなことで理解していいのか。ということですね。それと、先ほど言われました 25 万 9,001 円の人がですね 9 万 1,000 円の家賃とするならばですね、極端に言えば 50 万とか、所得がある人たちはどのような金額設定になっていくのかというふうにお伺いします。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長お答えいたします。例えば所得が 50 万でしたと、月額所得が 50 万でしたというときに、村有住宅の方には入居は可能です。はい。所得での要件がございませんので大丈夫です。50 万のときにいくらかというのは村営住宅の場合の 50 万の金額ていうことですか。

○８番（黒木正照議員）　村有。

○総務課長（川邊俊二君）　村有。村有住宅にはもう家賃が条例で定めてありますので、所得に関係なくその条例の金額になります。

○８番（黒木正照議員）　村営には入られんちゅうことですか。

○総務課長（川邊俊二君）　村営にはもう、入居の選考の段階で所得オーバーしてますので、入居できないということなります。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　はい、8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　条例で決まってるってことですので、また後で、ちょっと、教えていただければというふうに思います。それでですね家賃が高くてですね、村外に出られる方がおられます。先ほど総務課長から言われたように、扶養者が減ったりとか、所得が増えたりした方だというふうに思いますが、私も数名存じ上げておりますけれども、そういう中でですね、やはり村内には残って欲しいなということが常にあるもんですからどうにかしてですね、この家賃改善の余地ですね、所得者、中所得者、或いは高所得者用の住宅建設について、考えるわけですが、先ほど言いました所得が上がったことでですね、9 万前後になり住宅を出られた方数名存じ上げております。家賃をですね控えて条例の改正できるのかどうか、もう端的にですね、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。村営住宅につきましては、条例改正で家賃を下げるってことはできません。公営住宅法に基づいておりますので、できないところでございます。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　はい、8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい、条例改正ができないということでありますので、あとは別段の方法を考えなくちゃいけないということになるんだろうと思いますが、やはりですね。民間賃貸とあまり乖離があってはいけないんだろうというふうに思うんですね。ある程度の収入がある方でもですね、入居できる住宅建設というのが私やはり望まれるんではないかというふうに思っておるところですが、せせらぎの丘、あそこもですね、残り 1 区画というふうなことで聞いております。そういう中でですね相良村、これは立地条件が本当にですね、人吉球磨においても、とてもいい場所でございまして、そういうことが影響してですね、12、12 やったですかね 14 やったですかね。その中で、あと 1 区画しか残っていないと、もうこれも時間の問題で、多分、買う方が出てくるんだろうというふうにうれしく思っておるところでございますが。今後もですね、分譲地、或いは住宅建設で人口流出を防ぎながらですね、人口増加を図っていただきたいというふうに考えておるところですが、この中所得者また高所得者向けのですね、住宅建設、あそこは何ですかね。今、造成をされました。あそこは多分、中所得者向けの建設というふうな説明で議会のほうも可決したというふうに理解しておりますが、ああいうですね。分譲あたりを建設をですね、住宅建設進めていただきたいなというふうに思いますが、村長。やはり人口を増やすためにですね、ある程度の所得があられる方も、残っていただくために、どうにか考えを、知恵を出していただけないでしょうか。

○議長（永田博人議員）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　今あの、総務課長、説明しましたが、普通言う村営住宅というのはもう、低所得者向きでですね、入られるときにはどこかで村営住宅空いてないかなあということで軽く入られますが、その中でじいちゃんばあちゃんとか、子供がいる場合は安いんですが、それがじいちゃんばあちゃんいなくなったり、或いは子供が働いて、所得を上げるようになった場合はこれに該当しないもんですから、当然、家賃が上がってくるということになりますので今言われました、中所得者向け、植竹団地南側の 5 棟ございます。それと今度今言われました柳瀬の、レミコンの先にですね、4 棟を計画しておりますが、国の方に要望して、今 2 棟が決まっております。あと 2 棟についても今努力して、できる方向で合わせて 4 棟ということになっておりますが、村営住宅村有住宅とかいろいろ言いにくい話ですけども、低所得者もこの中所得者向けもですね、結果的には国の補助を半分近くもらうもんですから、どうしても国の基準に基づいた家賃設定になります。よって、そういう村が独自で住宅持っておれば、所得が上がろうと下がろうとおんなじ金額にできますその例として、仮設住宅を村有住宅にしたのはその点でございます。よってあそこ 1 万円にしておりますが、あれがどんどん所得が上がっても 1 万円は 1 万円なんですね。そういうやり方をしていきた

いなと思っておりますがそうした場合に建てる場合は、国の補助も県の補助もありませんので、あとは起債でできるかできないか。それも含めてやっていきたいと思っております。それと 8 番議員が言いました今せせらぎの丘、思った以上に進んでですね、あと 1 棟 1 区画になりました。この後 1 区画も予備でですね、本当は 16 区画だったんですが、17 区画のほうが補助率がいいもんですから、1 つ公園にしてたのを 1 区画ふやしてですね、これ予備ですので、希望者があればそれで達成するんですがほとんど満杯だと今のところ思っております。これと同じ施設は周りに作りたいなと思っておりましたが、あれが 80a でですね 1ha を超えると、小さなため池を作ったりいろいろ要件があるもんですから、今、民間にどうにかできないかということで民間のほうにもお願いしてるところもございます。よってうちのほうが相良に作る場合は、木材を利用される場合は 100 万、それとよそから来られる場合 100 万、また別にいろいろ中学生以下はいくらとか、決めておりますのでそれに基づいて、せせらぎが丘とそれ以外のところも、作っておられますので、それはそれで進めて参りますが、今 8 番議員が言われました村有住宅ですね、これを、どういう形でやっていくのかと、今検討中でございます。それと、低所得者上の中堅所得については、4 棟ですがこれも随時ですね、国の方に要望して、年に 2 棟ずつでもできないかなと今考えておりますがこれも、国の予算で、今回は 4 棟要望したんですが 2 棟がやっとで、追加で 2 棟ということでできましたのでやっと、国のほうで 4 棟にしていただきましたもんですから、まずは、これはこれでやっていて村有住宅が安くていいものができないかと今考えているところですのでいいアイデアが出てきてですね、今 8 番議員が言われましたとおり、家賃が高くなって、特に村外に出られますので、非常に村内を探しているんだが、難しいなということで言われます。よって後でもいろいろありますが空き家対策でですね、その分も空き家の紹介もしていいなあということで連携して、不動産も連携しておりますので、それで早めにここが空いてますよここならばいいですよとか、そういう紹介もしていきたいと思っております。以上でございます。

○８番（黒木正照議員）　はい、8 番。

○議長（永田博人議員）　はい、8 番議員。

○８番（黒木正照議員）　はい。村長の方から答弁いただきましたけれどもですね、村有住宅、これからの増加、これを本当に期待したいというふうに思いますし、財政が潤っておればですね、村費で独自に建てることも可能なんでしょうけれども、住宅というのは高いもんですからですね、やはり補助金もらっての建てるというふうになっていくんでしょうけども。目指すところは村有住宅ということなんだなというふうに思いました。そこで、お願いしたいことはですね、やはり人口が増加することで、大きくいうことになるかもしれませんけれども、経済の活性化、地域コミュニティの維持、或いは再生、活力ある社会の形成など、多岐にわたるというふうに思っております。特に私たちのような小さな村にとってはですね、持続、持続可能な発展のためにとて

も重要であり、最優先で取り組むべき重要課題であるというふうに思っておるところでございます。このことを申し上げてですね、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田博人議員）　ここで暫時休憩といたします。10 分間。11 時から再開いたします。

―――――――――○―――――――――

休憩　午前 10 時 50 分

再開　午前 11 時 00 分

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。4 番梅山弘議員。

{「はい。」と、4 番議員。}

○４番（梅山弘議員）　おはようございます。4 番梅山です。本日の通告書には、3 件の質問事項を上げておりますので、順を追ってお聞きしたいと思います。まず最初に、路線バスが運行されていない地域で、高齢者運転免許証返納者の交通手段について、どのよう対策を考えておられるのか。お聞きしたいと思います。企画商工課長。

○議長（永田博人議員）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長お答えします。村の公共交通としては、高齢者の外出の機会の確保及び生活インフラの維持など、非常に重要な取り組みだと考えております。現在は交通空白地帯に居住されている方や、運転免許証を持っていない方を対象に、令和元年度から乗り合いタクシーを運行していますが、利用者のニーズに十分に対応しきれておりません。地域全体で、安全で持続可能な地域公共交通網の維持を図ることを目的に、高齢者の方々が地域で安心して暮らし続けてもらえる環境づくりの一環として福祉分野とも連携し、今年度見直しを行っております地域公共交通計画に、対策の方向性を決め、位置づける予定としております。具体的には、路線バスの運行系統の見直しや、新たなコミュニティ交通の導入を考えております。以上お答えします。

○４番（梅山弘議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、4 番議員。

○４番（梅山弘議員）　隣の五木村、山江村、結構そういった交通手段の方法を考えておられると思いますし、また芦北なんかも結構そういう分野では進んでおると考えております。どうか、そういった交通弱者の保護をもう少しこう進捗を早めて対応していただければ皆さん助かると思っております。その部分については、よろしくお願いいたします。続きまして、生活交通維持活性化総合交付金等の支援措置を利用して、コミュニティバスの活用を考えられないかお尋ねいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長お答えします。熊本県の生活交通維持活性化総合交付金については、現在、路線バス事業者のほうを対象とした欠損に対する補助金を相良村受けております。その他の国の支援など、活用を含めたそういった支援を含めたコミュニティバスの導入も検討しております。ただし、地域や路線の特性に即したものとするために、公共ライドシェア、いわゆる有償タクシーなどの他の公共サービスも組み合わせて村全体として整合性のとれた公共ネットワークを構築したいと考えております。以上お答えします。

○４番（梅山弘議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、4番議員。

○４番（梅山弘議員）　生活交通維持活性化総合交付金という、結構いい補助金等がありますので、そういったやつを大いに利用していただき、速やかに計画を進めて欲しいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に、地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。6月定例一般質問で募集の件を伺いましたが、その時の答弁では、空き家対策として答弁されております。地域性を考えたら、希望者がいないのは歴然とした課題だと思っております。役場の職員の方だけでもかなり難しいのですから、まあよそからきて、なかなかこの、空き家対策のためにという協力隊を募集するっていうのは難しいことだと私は思っておりますので。次に、日本一の清流川辺川の看板を上げながら、その活用及び相良村内の商品化されている品物の販売活動。並びに、開発の分野で公募してみるのもまた1つの手ではないかと思うんですよね。そのために、結構、国の補助として募集に関わる経費300万を上限とかいろんな項目がございますので、そういうやつを、例えばインターンプログラムを活用するとか、その経費も補助がありますので、結構、協力隊の補助項目ってのは多いんですよね。だからそういうのを大いに利用して、隊員の募集を行っていただければ、募集もちょっと増えるんじゃないかなと思っております。どうか、役場のほうも何かお話聞くと、人手不足で大変だということで、中にはですね複数の協力隊員を使用されてる自治体もございます。そういった事例もありますので、どうにか広い範囲で募集をかけていただければ幸いかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に、南小と北小の統合の件についてお尋ねいたします。南小と北小の統合の考えについて教育長お願いします。

{「梅山議員、その前の件では答弁はよろしいですか。」と、議長。}

○４番（梅山弘議員）　はい。

{「答弁させんば。」と、8番議員。}

{「よか、それでは、教育長。」と、議長。}

{「いいですか。」と、教育長。}

○教育長（中村和弘君）　教育長お答えいたします。南北小学校の再編等については、

令和 6 年 12 月議会の一般質問において、お二人の議員の方から再編についての質問がございました。そこでの答弁についてまず触れさせていただきたいと思います。村では、少子化の急速な進行、学校施設の老朽化、共同的な学びへの対応、豪雨で被災した相良北小学校の立地の問題等が課題となっていることから、児童の教育条件を中心に据え総合的な観点からそんなに小学校を再編し、小学校を 1 校とする方が、児童にとっては望ましく、将来的には義務教育学校の設置を目指して参りたいというふうに答弁をさせていただいております。また村の振興策におきましても、学校施設改修による児童生徒の安全確保が明記されております。未来を担う子供たちのために、教育の一層の充実を図るため、学校再編等を含めて、将来を見据えた学校のあり方を検討していくことが大変重要であるというふうに考えております。そのために、令和 7 年、今年の 6 月議会において、相良村学校適正規模等検討委員会の設置が議会で承認されましたので、現在、保護者や地域代表、学校及び保育園関係者で組織した検討委員会により、人口減少や、学校の小規模化の進行等に対応するため、新しい時代に求められる学校像について、全村的な視野に立って検討していただいているところでございます。そのことについては、広報さがらに皆様方にお知らせをする予定でおります。以上でございます。

○４番（梅山弘議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　4 番議員。

○４番（梅山弘議員）　なかなかシビアな問題でも難しい問題でもあります。現在ですね、北小には何名の児童がいらっしゃるか。課長、お願いいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長（出合宏光君）　教育課長お答えします。現在 3 人在籍しております。以上でございます。

○４番（梅山弘議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　4 番議員。

○４番（梅山弘議員）　統合による、財政問題についてお尋ねいたします。3 名の児童に対して年間の経費というのはどのくらいの経費なのか。またそれが補助金なのか、一般財源なのか。課長答弁をお願いいたします。

○議長（永田博人議員）　教育課長。

○教育課長（出合宏光君）　教育課長お答えします。北小学校の維持管理費につきまして現在 3 人でございますが、これまで令和元年度から 6 年度まで決算で大体いくらぐらいの維持管理が必要となったかを申し上げたいと思います。維持管理費につきましては、電気代や、電気代等の使用料や、特別支援教育支援員などの人件費などを含んだ額でございます。北小学校令和元年度に、1,863 万 3,958 円。令和 2 年度には、3,634 万 1,477 円。令和 3 年度には、2,243 万 3,613 円。令和 4 年度には 2,720 万 3,778 円。

令和 5 年度には 1,889 万 5,230 円。令和 6 年度、2,378 万 4,968 円。平均しますと、2,388 万 2,171 円でございます。これが決算額でございます。令和 7 年度の予算額は、2,481 万 8,000 円でございます。以上でございます。

○４番（梅山弘議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　4 番議員。

○４番（梅山弘議員）　ということは 1 人約 800 万の経費がかかるということですね。統合した場合、相良村全体の教育費としての、変化といいますか。どのくらい、経費が浮いてくるのか。また、統合した場合、北小の土地の管理費・維持費、そこら辺分かってる範囲でお答えいただければと思っております。

○議長（永田博人議員）　教育課長。

○教育課長（出合宏光君）　教育課長お答えします。その維持管理費の分が、北小学校の分、まだ北小学校が再編されるかどうか今検討中の段階でございますが、この 2,400 万という維持管理費の分が経費としてはなくなるというふうに考えております。その後の管理については、まだ今現在のところ検討中の段階でございます。以上でございます。

○４番（梅山弘議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、4 番議員。

○４番（梅山弘議員）　どちらかというと、裕福なものでもございませんので、できるだけ教育の運営については、質を落とさずやっていただければと思っております。どうかこれからもその統合について、真剣に前向きに、確かに保護者として見れば 3 人の保護者の方々はやっぱし、統合の反対でしょ。それを親として、親の気持ちとして私も理解できますけども、1 つは、村の財政のことも考えて進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　次に、2 番、恒松隆生議員。

{「はい。」と、2 番議員。}

○２番（恒松隆生議員）　おはようございます。私からは 2 議案ほど、事項を提出させていただきます。まず第 1 項としましてこの農道の維持管理についてということで、についての話ですが、この川辺川園から、高尾野橋上流にかけてのこの農道の維持管理についてですが、これは前年同期に提出された質疑であります。しかし、近隣の方より、また再度申し上げてくれという要望もありまして提出した次第でございます。この道路の状況を、今日も路面の状況は雨天晴天関係なく悪い状態にあります。この、農道としての機能は十分発揮され素晴らしいものでありますが、人の往来、車の通行、また、特に福祉車両等においては様々な弊害が生じているのではないかと考えられます。また中松地区より水田からの砂利の採取が現在行われており、大型車両の出入りによる路面の傷みも増しているのではないかと思われます。この区間・距離的にも非

常に長い期間でありますが再生するにあたっても、時間を要することと考えられます。直近では国道 445 号において不整地箇所の改良を行っていただいております。非常に騒音等も解消して道路としての機能が十分発揮されております。この、私この 1、2 と分けておりますが、2 番も含めてですが以前の答弁の中においても農林振興課と実施検討とされておりましたがこの国道を再生された同様不整地の箇所を抜粋しての改良は考えられないかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（永田博人議員）　建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君）　建設課長。お答えいたします。現在のところ現時点では整備計画等はないんですけれども、通常の維持管理補修などにつきましてはですね、今後も継続して、農林振興課・建設課で連携して実施していきたいというふうには考えております。それから以前の答弁の件につきましては、令和 6 年の第 6 回議会定例会一般質問におきまして、農林振興課所管において活用できる補助事業などあれば、自主財源支出の抑制に繋がるため、事業化できるよう検討して参りますというふうに答弁いたしております。結論から申しますと、多面的直接支払交付金の長寿命化事業、それからその他関連する補助事業におきまして、要件的に活用できる補助事業が見当たりませんでした。ご質問の農道川辺 66 号線、つきましては、本村といたしましても地域住民の重要な生活道路の機能も持ち合わせておると十分存じております。直線延長で約 2 キロございまして、昭和 57 年からの県営川辺地区補助整備事業、総事業費が 7 億円、受益面積約 81ha。こういう事業の中で整備された農道となっております。概算で積算いたしました結果、測量設計を含むアスファルト舗装工事の概算事業費は約 1 億円となる見込みでございます。交付税措置がなされる過疎債につきましても、受益者負担の原則を損なわないものでなければ活用が厳しいと、そういった基準もございます。結果まずは、当該農道の延長幅員、それから路面や路盤の状況を詳細に把握した上で事業化していかなければならないとの判断に至りました。今後は、相良村総合計画、実施計画の中でですね、検討して、まずは当該農道舗装工事詳細測量設計業務にかかる、予算化等をですね、目指しながら取り組んでいければというふうに考えております。以上です。

○２番（恒松隆生議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　はい、2 番議員。

{「はい。」と、2 番議員。}

○２番（恒松隆生議員）　今の説明の中でも大変延長と、それに対する費用、非常にかさむということではございますが、できる限りですね、目に見える形での対策を講じていただきたいと思います。また、川辺地区のみでなく、相良村内いろいろ、こういう箇所はあると考えておりますので、前向きに施策を行っていただければと考えております。以上です。

続きまして２題目の質問に移ります。質疑事項２です。この温暖化対策についてと一応掲げておりますが、現在ですね温暖化対策CO_2削減等については、テレビ、新聞等で連日のように報じられているところではございますが、村としても取り組むべきであるとは思われます。近年、Ｊ－クレジット制度を通じて森林保全温暖化対策を講じている自治体が多数増えているとされております。例としましても 2013 年度より現在までですね、592 件この中には自治体、企業、森林組合ほどの取り組みがなされております。また、近隣では五木村が今度この制度を、取り入れられましたということで、その他に人吉市・球磨村森林組合様もあります。またその他に公益熊本林業公社によりまして熊本県南地域ではございますが、芦北方から上球磨にかけて、この相良村も管理される中の森林が含まれるという例があります。この村としても約 800ha ほどの森林を管理されていると伺っておりますがこの制度の認証がおりるまでの数年間、費用、対象面積等をいろいろ考えられますがこれについての取り組みをどうお考えであるか、お尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（永田博人議員）　農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　農林振興課長お答えいたします。Ｊ－クレジットの制度についてはですね、県の事業としまして令和４年度 2020 年から、市町村にも説明があっているところですが、現在のところまでＪ－クレジットの取り組みは本村ではいたしておりません。取り組む意向としましては、木材の売却益を上げるまでにですね、おっしゃられたとおり計画書の作成や、モニタリングの報告書の作成等に３年間を要します。その間初期投資としまして、約 300 万ほどの経費がかかります。管内市町村においても試算をした結果、取り組みを断念されておられる町村もあるようです。このことも踏まえてですね今年度、本村に、メリットがあるかどうかを県の方に試算を依頼しているところでございます。その結果を受けて慎重に検討したいとは考えておりますが、実際、企業の方ともマッチングできたとしまして、クレジットの創出は、森林のCO_2の吸収量により収益が変わってきます。本村が管理する村有林の杉、ヒノキ等の人口林は、標準伐期齢を迎えた高齢の人口林が７割を占めております。

CO_2の吸収量は、樹木が成長する段階で増大いたしますので、本村では、まず主伐をして植栽をするという時期でないと、クレジットが効率よく創出できないのではないかと考えており、より慎重な検討が必要かと今考えているところでございます。以上でございます。

○２番（恒松隆生議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　はい、２番議員。

{「はい。」と、２番議員。}

○２番（恒松隆生議員）　今の答弁、ありがとうございます。森林管理の上でこの伐採等をほぼ含まれる林が多いということで、非常にこれがですね、クレジットに変換する

にあたっての大変時間が要すると考えると納得しております。また、近隣でもですね、近隣自治体もその取り組みをされているところがもうすべてというわけではございませんので、なかなかもっと課長が述べられるように取り組みは、県と相談の上でのことだと考えております。もし可能であるならばこのクレジットの売却益は、大変有意義な財源と考えておりますので、どうかあの時間はかかると思いますが、申請の段階に検討を考えながら、踏まえて進めていただければと考えております。以上私この2質疑として本日の一般質問として終わらせていただきます。ありがとうございます。

―――――――――○―――――――――

○議長(永田博人議員)　次に、1番、古川渉議員。

{「はい。」と、1番議員。}

○１番(古川渉議員)　1番古川です。通告書に従って1点、相良村土地改良区飛行場用水路について、1点お尋ねいたします。現在相良村、現在土地改良区、飛行場用水路の改修工事となっておりますけれども、その改修工事はいつから始められるのかお答えいただければ。お願いします。

○議長(永田博人議員)　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君)　農林振興課長お答えいたします。現在の土地改良区の飛行場用水路の改修の進捗状況ですが、今のところを基礎調査後ですね水路の改修が必要な1.2㎞の部分を選定しております。今年度は路線測量をですね実施いたしまして、暗渠部分の筆の特定を行い、地上権の設定、名義変更等さらには相続処理も併せて進めているところでございます。県営の事業の現段階での予定としましては、こういった相続処理の完了後に、スムーズにいけば、令和8年度、国への事業認可の申請をいたしまして、次の翌年度、令和9年度に事業採択をして、その後、測量設計、そして工事完了というふうな流れになろうかと考えているところでございます。以上でございます。

○１番(古川渉議員)　はい。

○議長(永田博人議員)　はい。1番議員。

○１番(古川渉議員)　お答えありがとうございました。今この自然状況でも突然のゲリラ豪雨とかで、雨の流入とかが水路の中にもあって、いつ崖崩れ等があるかわからないという地権者の方たちとの話が上がってますので、なるべく早めに動いてもらう、できるような改修工事のほうをしていただけるような方向でお願いしたいと思います。これ、書いてませんけど、それからですね、その改修工事で一緒にちょっとまた言ってもらいたいのが六角水路から下流側なんですけども。球磨飛行場用水路の一部でですね、新並木木上線の一部で、その水路からの越水とかが見受けられるところもあり、多分、自分の方にもどうにかならないかということで、話が上がってましたけどもそこも一緒にですね、改修工事のほうしていただければと思っております。

{「答弁、いいですか。」と、議長。}

○議長（永田博人議員）　村長。

○１番（古川渉議員）　お願いします。

○村長（吉松啓一君）　今１番議員の質問に対して農林課長も答えましたけども、内容としましては、飛行場用水は高原大地、知敷原を含めて、国営でやる予定だったと。それが平成15年、裁判による訴訟によって無効になった。15年に。それからこれを全体的網がかぶっているもんですからその地域、何の事業もできないということで、事業をしないという停止が、平成30年に出まして、結果的にはそれまでに協議しとけばよかったんですが、協議がなされていなかったもんですから、私が災害後、令和3年に県の方にいろいろ、2年から3年にかけていろいろ、協議しましたところ、川辺川利水事業は、大半がうまくいかなかったのは相良村のせいのような感じで、県の方が思っておられましたので、私の方が県知事を含め当時蒲島知事だったんですが、含めて県の幹部の方に、相良村の力不足で大変申し訳ないということを言っておりました。その中で、川辺川利水にしたうちを含めて6町村にもその旨話してくれと、いうことで、6町村についても、うちの力不足で申し訳ないという話をしまして、それが後にですね県の当時の副知事、田島副知事が、これは県であるということになりました。その前にうちの方が、県の方に190項目出しておりましたので、その中に飛行場用水も入れておりました。よって、県の方が県営であるということで、言っていただきましたもんですから、非常に助かりました。今こちらの方にいろいろ質問いただきますが、実際は地権者が、今でいう土地改良区が管理していかなければならない水路ですけども距離にして、11キロか12キロとか言いますが、11.450mだそうですので、その中で、1.2キロが、飛んでる暗渠になっております。よって、あ4キロかな、1.2キロかな4キロかな。はい。失礼しました4キロが暗渠と、今度工事を計画してるのが1.2キロ、もう事前に何遍も県の方で調査していただいておりますので、どこから、取り入れ口からやるか、それはまだ協議しますが、その中で、前もちょうど上下坂で陥没しましたが、ああいう救急なですね、被害の場合は、その他村のほう土地改良区中心にですね、災害復旧はやります。救急の場合はですね、それ以外については今計画に載っております8年とおり計画を出して随時やるということですので、それでやっていきますが、するのは県ですので、県の方に再三お願いしてやっていきます。それと六角水道から新並木井沢にかけての水路については、一部村道に係る部分については村道と並行してやる。それ以外については今度基盤整備がありますのでその基盤整備で、その本線をどうするか。それと石綿管工事もありますので、それを含めて、あわせて工事をやっていくと、もう全部が全部、その事業が県営と村道にかかる部分は存在する。或いは石綿管事業はまたその事業でやるということですので、それを県、村と協議してまた地権者の方と協議して、随時やっていきます。よって一番ご心配は本線でしょうけども、11.45。これについては、もう100年が経っておりま

す。昭和の初めに造っておられまして、戦前に 1 回作って水をあげたのは戦後の 38 年かな、そのくらいですので、2 回水をあげておりますので老朽化している部分は老朽化してる。ただ、球磨郡にあります、百太郎溝もですが幸野溝についても江戸時代に作った暗渠といいすか、トンネルもその中に新しいパイプを通してやっておりますので、古いからどうこうじゃなくてですね、使いやすい方向、古いのを利用した形、それをやっていかれればと思っております。面積的に 100ha を超えますので、そういうのも含めて、随時、村の方・県の方を地権者の方と合わせて、協議を進めるように県の方にも再三要望はしていきたいと思います。以上でございます。

○１番（古川渉議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　はい。1 番議員。

○１番（古川渉議員）　ありがとうございました。こうやって村としても頑張って、この改修工事をですね、どんどん進めていっていただけるということで、よく話がわかりましたのでこれで、自分からの一般質問の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　はい、7 番議員。

{「はい。」と、7 番議員。}

○７番（徳田正臣議員）　はい 7 番議員でございます。通告しております 3 点につきまして、これは一般質問ではありますけども、どちらかといいますと要望ないしは政策提案ということでありますので、私もコンパクトにお尋ねいたしますので村長からの答弁、前向きな答弁はコンパクトにお願いしたいと思っております。まず 1 点目、通告してるところでありますが、これは柳瀬平原の石倉周辺の事業の件でありますが、L2 ということで、1,000 年に 1 回の洪水浸水するということの、1 つの考えでありますけども、そこにですね、住民は基本スタート時点では誰も要望しておりませんけども、村長は要望されたと言いますが、コミュニティセンターと消防団の詰所、1－3 の詰所を形成するというところであります。嵩上げした三角形のところにですね、これについてでありますが、ちなみに 1 つだけですね議会で何度か言ったことありますけども、村長、サイレントマジョリティっていう言葉ご存じだと思いますがご存じでしょうか。

{「知りません。」と、村長。}

答弁、こちらで聞いておりますので。

○議長（永田博人議員）　はい、村長。

○村長（吉松啓一君）　すいません。認識不足でわかりません。

○７番（徳田正臣議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　はい、7 番議員。

○７番（徳田正臣議員）　はい。議会でも全協とかでも話したことがあったと思いますが

サイレントマジョリティ。これは欅坂46にもある歌ですが、歌詞はですね、若者の気持ちを代弁したような歌詞であって、或いは政治的な風習したものかなと、作詞されたのが秋元さんという方でありますが、ただ、私が言いたいのは、欅坂46の話ではなくって、これは現代政治学民主制の中で今問題視されて、1つの議論課題として言われてる言葉なんです。サイレントマジョリティっていうのは、簡単に言ったら、物言わぬ多数派ということです。物言わぬ多数派。積極的に物を言わない多数派の住民がいるということ、その意見を政治といかに汲み取れるかということであります。この対義語はですね、おわかりだと思いますが、ラウドマイノリティっていう言葉、逆ですね、声は大きいけども少数派であるということ。私が申し上げたいのは平原の石倉の跡地の会議。役場の担当課長も参加というか主催された会議とかありましたけども。一番本当言うと、執行部がやっちゃいけないのは、ラウドマイノリティということ。地域住民の、うるさ型の人何人かに頼んでそこで意見を言わせると、1つの会議の流れっていうのが注目する住民っていうのが当然いるわけで、会議を支配してしまうんですね、会議の雰囲気を。結論。という問題があって、もう大体ここでおわかりだと思いますが、あそこの石倉跡地のところのＬ2ということでかさ上げされたところにコミュニティ施設と、消防団詰所造るの何度も議会で言ってきましたけども、サイレントマジョリティとしては、あんなところでコミュニティセンターを作らんでくれよと、消防団詰所を造ってどうやって出るのということそれはもうおわかりだと思います。ですから、もう結論的には、もうここまで来たらいろんな手続きの問題のこととか姿勢ということはもうこれ以上申しませんが、立地を考え直して欲しいと。1つのミスをしたがために、そのまま走り続けるならば1つのミスっていうのが2つ3つミスになってくるわけなんですね。あそこに、コミュニティセンターを造る消防団詰所造ったならば、これは20年30年間、域の住民というのは、不便な施設を使わなきゃいけないわけなんです。行く人がいなくなるんです。ですから、村長どうか、立地を考えて再考していただきたい。もうあの周辺で、私も政治家の端くれでありますんで、土地を無償提供したら、これは公職選挙法に引っかかりますけども、地元でも土地を提供してもいいよと。あんな高いところ作ったらいけないからっていう方もいらっしゃるわけなんです。ですから、もうここまで来たら急ぐことなく、コミュニティセンターと消防団詰所、消防団詰所は適地があります。今地域住民の方も何人か言われてますけども。どうか、この立地について、もう造ること自体は、もうそれはもう、止めはしません。どうぞやっていただきたい。立地が大事ですので。立地の変更をどうかお願いしたいという要望であります。これは地域住民の意見もサイレントマジョリティとしての意見でもあります。議員としてもありますし、地域住民としての意見であります。村長、その点どうお考えでしょうか。というか、よろしくお願いしますってことです。

{「はい。」と、村長。}

○議長（永田博人議員）　村長。

○村長（吉松啓一君）　いろいろ横文字で行っていただきました。どうもありがとうございました。勉強になります。物言う多数、物言わぬ多数派だったですかね。そうすると7番議員は、物言う少数派に該当するかもしれませんし、しないかもしれませんが、その中で今、あそこのコミュニティセンター、令和3年から10回以上協議しております。その中で地区の人がですね、あそこが一番便利がいいんだということで地区の公民館じゃありませんが、コミュニティとして利用したいと。7番議員前任者でその前の前任者もですね、あそこについては有効に使いたいという話できております。私はその続きをやっておりますが、その中で令和2年の災害後、やはりかさ上げしないと国の補助が取れないからかさ上げ今回しました。本当にそれはフラットのほうが住民の方もいいと思いますが、やはり国の事業、或いは将来的を見据えてですね。かさ上げをして、一番利便性のいいところに造ったほうがいいんじゃなかろうかということで、今回あそこに設置するようにしましたので、あれで進めて参りたいと思います。7番議員もどうかよろしくお願い申し上げます。

○７番（徳田正臣議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、7番議員。

○７番（徳田正臣議員）　はい。利便性っていうのは平面的に考える話じゃなくて立体的にも考えなきゃいけない。あそこは平面的に考えれば、便利のいいところではあるんです。ただ、かさ上げしてある三角地の上に作るということを再考願いたいということです。あの周辺でも、土地の確保ができるはずです。地元住民の方がどれだけ要望されたか。はっきり申し上げて要望はないです。ないはずです。ですから、もうシンプルな話として、もう一度お尋ねします。コミュニティセンターと消防団詰所、立体感のある、三角形の大地の上に造るのをやめていただきたい。周辺で、利便性のある土地を確保できるはずです。その努力をして欲しい。20年30年40年後の地域の利便性を考えていただきたい。他の立地でも補助金は取れるところがあります。もう一度、お願いします。立地を再検討していただきたい。村長どうですか。

○議長（永田博人議員）　村長。

○村長（吉松啓一君）　再三言いましたとおり他に立地があるという話ですけども、固有名詞挙げて恐縮ですけども、生協よりも人吉側でないとその手前の周辺はどこであってもかさ上げしなければならないわけですよね。だからそれよりも、人吉方面に向かっては、地区全体の利便性がなくなるんじゃなかろうか、不便になるんじゃなかろうかということで、地区の大多数の方も今のところがいいという話でした。その周辺といってもですね再三言いましたとおり、生協より上の人吉寄りの方になるわけです。あとは、その近くであっても、上げなければならないということですので、現在地でもう造成もしましたので、これで建築を進めていきたいと思います。以上でございます。

○７番（徳田正臣議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、7 番徳田議員。これ 3 回目ですよ。

○７番（徳田正臣議員）　はい。通常の経済原則で考えたならば、かさ上げしたことによって、土地としての資産価値は完璧に落ちてるわけですね。そして面積の中で、かさ上げしたところに上がるためにスロープ坂道を造りました。坂道を造った部分その周辺というのは、土地として現実利活用が死んでしまうわけなんです。それをまず申し上げたい。あそこ、周辺だったらどこでもかさ上げするということはないと思います。だからといって、間違った情報として、永谷コミュニティセンターを造るっていう、移転するっていう話じゃないよねと。永谷じゃあそれは俺たちは行ききらんばいっていうような妙な議論もありましたけども。永谷は永谷。いずれにしましても、ここはですね、村長、意固地にならずにこれほんっとにこれ、サイレントマジョリティ、これぐらいの英語はおわかりだと思いますが、この意味はよくお考えになったら、これは村長の大英断が必要なところだと思います。ミスを転じてこれをプラスに評価される村長として、村民の方を向いた事業をやって欲しいと私は思います。1 番目の質問はこれで以上です。それでですね。

○議長（永田博人議員）　7 番議員。暫時休憩します。

○７番（徳田正臣議員）　暫時休憩して午後からですか。それは議長の、時間ですので致し方ございません。

○議長（永田博人議員）　暫時休憩します。再開は、13 時とします。よろしくお願いします。

―――――――――○―――――――――

休憩　午前 11 時 54 分

再開　午後 01 時 00 分

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。7 番議員の一般質問をお願いします。

○７番（徳田正臣議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、7 番議員。

○７番（徳田正臣議員）　はい、7 番議員でございます。午前中に引き続きましてですね 3 点ほど通告しておりましたので、あと残り 2 つをですね質問させていただきたいと思っております。午前中申し上げましたように、別段、追求するという話でもなくって、要望として政策提案としての話でございますので、可能な限り私もシンプルに話をしたいというふうに考えております。それで 2 点目の通告でございますけども、村民の安心安全についてということで、通告しておりますけど、これは村民の声からということでの、一般質問だというふうに思っていただければありがたいなと思っております。それで帯状疱疹ワクチン接種についてということでありますが、その村の補

助についてということでありますが。これについてはですね、皆様方も十分ご承知のとおりでありまして、子供の頃の水疱瘡になったことが原因で、大人になって特に高齢者になってから発症するという症状でございまして、非常に体、皮膚に痛みを感じることで村民の皆様方、私の周辺でも本当３人４人の方が発症しておられます。発症した後のですね、合併症といいますか。帯状疱疹後神経痛ですかね。がかなり長引いて、その皮膚が焼けるような痛みとか、チクチク腫れが刺すような痛みというのが、後遺症として数ヶ月では済まずに、数年間続いているという方もいらっしゃって、ちょっと顔に出た場合は、もう顔面神経痛みたいな形になってる方もいらっしゃいます。そしてあとは目のほうの視力の低下とか、あとは耳のほうの聴力低下に繋がっている方もいらっしゃるわけでありまして、令和７年度ですかね今年から、村の方での取り組みが補助金がありますけど、まずはそこのところの確認をですね、担当課長の方から、教えていただければなというふうに考えております。

○議長（永田博人議員）　はい、保健福祉課長。

○７番（徳田正臣議員）　すいません言葉足らなかったですけど、村の負担がいくらかということでですね、生ワクチンと組換えワクチンについてお願いします。

○保健福祉課長（平田智博君）　村独自の助成の分ということでよろしかったですかね。

○７番（徳田正臣議員）　はい。

○保健福祉課長（平田智博君）　はい。帯状疱疹ワクチン接種の村独自の補助金についてというところで、この補助金につきましては、令和６年度に任意予防接種である帯状疱疹の予防接種を受けた方に対しまして、費用の一部を助成する要綱の方を制定しております。これについては早くからうちの方も助成を取り組んでいる状況でございまして、対象者としましては、村の住民基本台帳に記録されている満 50 歳以上の方で、公費によりワクチン接種を受けていない方。これまでに帯状疱疹に１回以上罹患したことがある方。医師から帯状疱疹ワクチン予防接種を勧められた方となっております。助成額につきましては、予防接種に要する経費の２分の 1。これはワクチン接種１回につき１万円を上限としております。ただし、助成の回数は１人につき生ワクチンが１回、不活化ワクチン２回を限度としております。個人負担につきましては、生ワクチンは接種費用が大体 7,600 円前後になりますので、その２分の１というところで、個人負担は約 3,800 円になります。不活化ワクチンにつきましては、接種費用が２万円前後となりますので、個人負担は約１万円の、これは２回接種が必要ですので、１万円掛ける、２回分で２万円となります。以上でございます。

○７番（徳田正臣議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　７番議員。

○７番（徳田正臣議員）　はい、今答弁いただいたのは、簡単に言ったら、半額補助で逆に言うと自己負担が半額ということでありますが、接種対象者の話も聞きましたけど、これは 65 歳、70 歳とかっていうその定期接種の方だけではなくって、任意接種の方

もすべて含んで、接種される方はこの補助金があるということの理解でよかったでしょうか。

○議長（永田博人議員）　はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（平田智博君）　保健福祉課長お答えします。任意接種の方につきましては、対象者のほうは先ほど要件の方はお伝えしましたが、65 歳とか 70 歳、75 歳 5 歳刻みの方につきましては、令和 7 年度、今年度からですね、予防接種法のＢ類に移行しましたことによりまして、国の制度の方で定期接種となっておりますので、そちらの方を受けていただけると、例えば個人負担につきましては、先ほど申し上げた生ワクチンにつきましては、1 回の 2,600 円の負担。組換えワクチンにつきましては、6,600 円の、2 回接種が必要ですので、2 回分ということで、1 万 3,200 円の負担になります。以上でございます。

○７番（徳田正臣議員）　課長、ちょっとすみません。ちょっとそこんとこちょっと私の多少の理解不足もあったかもしれませんが、3,800 円生ワクチン。

○議長（永田博人議員）　課長帰って。

○７番（徳田正臣議員）　帰ってもらったほうがいいですかね。すみませんね。

○議長（永田博人議員）　はい、7 番議員。

○７番（徳田正臣議員）　はい議長すいません。定期接種の場合が 3,800 円。半額ですからね。生ワクチン組換えワクチンそれぞれについて言うと、定期接種が 3,800 円、組換えワクチンが 1 万円。任意接種の場合が、それぞれ 2,600 円 6,600 円ということですかね。これ逆ですか。

{「逆です。」と、保健福祉課長。}

○７番（徳田正臣議員）　逆ですねすいません。はい。わかりました。それでですね。私が言いたかったのは、任意接種の 3,800 円と 1 万円はですね。村の補助金の上乗せとかで、もうちょっとその住民の方の負担軽減ができないかという話であります。1 万円例えば組換えワクチンの場合 1 万円の 2 回だったら、2 万円になるし、家族で夫婦とかで、接種されたらそれが倍になりますので、この相良村も財政がどこの自治体もいろんな財政は大変ではあろうかと思いますけども、もうちょっと村民の負担の方を軽減する政策をですね、とって、とって可能な限り接種者が増えるように 5 年おきだと、これ別に私自身のことを申し上げるわけじゃないですけども、ちょうど、66 歳でありますんで 4 年待たなければ定期接種の対象になりませんので、そういう村民の方が 5 分の 4 はおられるわけでありますんで、高齢者の方の中に、そこの補助金を出していただくことによって、自己負担率を下げてもらえないのかという話でありました。ということでありまして次、要望でありますので、村長の方で、ちょっと補助金の方ですね村民のための住民の方の声として、かなり上がってきておりますし、この合併症というのが本当に非常にもう厳しい非常にきつい状態にありますので、そういうことを考えたらもう村民の方に寄り添う政治ということでありますので、どうか村

長ですねそこのところ、補助金をですね、村民の負担軽減をしてもらえないものか、ということでのお願いでございます。どうでしょうか。

○議長（永田博人議員） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） 今の保健福祉課長が言いました内容でございますが、まだ7番議員は66歳で狭間にあるからどうにかしてくれという話ですけども。去年、令和6年度から任意で始めました50歳以上にしておりますが、これについては先ほど言いましたとおりですけども。高年齢になったときにかかりやすいということで国の方が65歳以上ということになっておりますので、それに基づいてそちらの方はやっていきますが村独自としてやるのは、この個人負担の3,800円と1万円。これももうしないところが大半なんですよね。これをやっている町村も少ないもんですから、これ以上はできないと。やはり、個人が払っていただく分については、半額は払っていただくと。それと帯状疱疹7番議員ご心配ではありますが、やはりいろんなワクチンを村でもワクチンとか予防接種をしておりますが、これだけを特別扱いっていうことはできませんので、現在の方向でやっていきたいと思います。以上でございます。

○７番（徳田正臣議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） 7番議員。

○７番（徳田正臣議員） いろんな事業によっては受益者負担というのはこれ当然伴うべきだと思いますが、こういった村民の方の健康に関わることに関しましてはですね、これやっぱり1歩踏み込んで、よその自治体でやってないところがあるよとかではなくって相良村が率先して、私はやっぱり、取り組んでいくべきものかなと。それでやっぱ相良村っていうのは、いい村だよというアピールにも私はなると思います。これは非常に大事なことだと思っておりますので、村長どうかですね、任意接種、自分のこと66歳って言ったからではなくて、であるからではなくって、結局、定期接種だと、高齢者の5分の4が対象にならないわけですよね、定期では。だから任意接種をしたい方の負担軽減をする。本当にやさしい。村民に対してやさしい村づくりを積極的に申し上げられてた。それを実現する場面として、非常に重要であって、村長にこれを考えていただかれたら、いい政策事業になるんじゃないかなと思ったところでございます。ですから、もう一度申し上げますけど、任意接種のこの補助金を定期接種と同じ金額まで、補助してもらえないか、もう一度、村長ご答弁いただきます。いただきたいと思います。

○議長（永田博人議員） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） 先ほども申しましたが、やはり国が行っております以上、いろんな予防接種に合わせて村もやっているわけですが、それでどうしても年齢が合わないということで、去年度から50歳以上の接種について半額を補助するということで3,800円と1万円にしておりますので、これを普通の国並みにするという考えはありませんし、これを、去年から取り入れたということで、村は1歩進んでいるというこ

とで思っておりますし、先ほども何度も言いますが、やはり、個人負担は半額ということにさせていただいております。以上でございます。

○７番（徳田正臣議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） 7番。

○７番（徳田正臣議員） はい。村長のお考えはわかりました。ハード事業に比べたら、このような事業というのは、金額は率直言って知れたものであって、任意接種でも定期接種と同じ金額負担になってるところは自治体はたくさんあります。そういう取り組みのいい村の方を、やっぱ学んでいく気持ちは私は必要かなと。こういう場合には下を見るんじゃなくて上を見て村づくりをやっていただきたいと思っております。そういうことで、今度は2点目に入りたいと思う。すいません。3点目です。3点目に入りたいと思っております。これ村づくりについてということで、教育立村を目指してはどうかということでありますが、この相良村っていう村が、率直に申し上げて、これ他の周辺自治体も周辺自治体のことはいいです。すいません。置いときますけれども。相良村っていうのがどういうものかっていう特徴が全く見えてこない。悪い話は昔から聞くけど良い話は出てこないって村民が言うし言われるし、周辺の方も言われます。そういうのはよくない。やっぱり相良村っていうのはこういう村だよっていうプラスイメージを持てるような村づくりをしてもらいたいということであります。ですから、かつては相良村の村づくりの大きい方針として、日本一の村づくりっていうことが言われた時期もありますが、これは私は、これが、これですばらしいやっぱり前向きな取り組みではないかと思っております。それが日本一にどうなったかは別段といたしまして。それで隣のですね、えびの市はご存じだと思いますけども、国際交流都市っていうことで、非常にそういった国際交流、グローカル人材を育てるグローカルですね、おわかりだと思いますけど。グローカル人材を育てる都市ということで英語教育だのいろんな外国人の方の招致とか、人的交流ですね、それから料理教室とかお祭りとか様々なイベントをされながら、国際交流都市というのを実現されて、周辺からは非常にプラスイメージがあると思います。加久藤峠1つ越えて県が違いますので、あまり通過することはあっても、都市づくりに関しては、ご存じない方もいらっしゃるかと思いますが。そういったえびの市があります。相良村の場合には、特徴的には川辺川をということ、清流日本一ということを言われますが、清流日本一と言ったってこれも皆様ご存じのとおり、清流日本一っていうのは、国土交通省に言わせると今年は清流というのは、20河川あるわけでありまして、160河川のうち20河川もあるところが清流と言われても、さほど村づくりのインパクトはないと思います。私は。やっぱり別段の切り口で、今の村長は非常に財政的にも政治的にもやりやすい環境にある。かつてないほどにやりやすい村長だと。実績を出せる状況にありますので、ハード事業はハード事業で令和2年の豪雨災害のときにですね、やっぱ災害復旧は大変だったと思います。皆さんが。村民も全部被災者はもちろんのこと。ですけど

も、余りにもハード事業に偏り過ぎておりますので、私の提案としては教育立村、教育に力入れる。今、相良村が力を入れていくのは自治体が本来はすべての自治体といえるほど特に地方の弱小自治体が力を入れていくべき事業は、これはもう教育だと思うんです。表現を変えれば、文化都市宣言でもいいし、教育にこそ力を今入れなければ、戦後の高度成長期みたいな土建家政治みたいなことをやってたって、これ将来は相良村というのは発展性がない。国も県も非常に厳しい政治状況の中で、これやっぱ自分たちの村を自分たちで作っていく 1 つの大きい方針を打ち立てて欲しいということです。その中で、繰り返しますと教育に力を入れる。教育っていうのは私が申し上げてるのは子供を教育だけじゃないんです。我々議員も、村長も、職員も村民みんな、みんなでやっぱり時代が求める知性の確保。一定レベルまで、知性の到達といいますか、到達しようじゃないかと、みんなで、1 つの目標に向かって、その目標から派生する形で 1 つ 1 つの事業を考えていけばいいかと思うんです。それが今まで、なかなかなされなかった。この数年間は土木事業に偏っている。もうこれも落ち着いてきたところでありますので、村長に政策提案としましては、教育に力を入れる。豊かな村民が豊かな生活を送るための、村づくりの基本方針を今打ち立てて欲しいです。それで、村長の実績としても残ることだと思っておるわけです。人の力、人というのはよその力、よその人の力、国や県の力は当然足りなければいけませんが、今相良村に必要なのは大きな村としての生きる方針を打ち立てて、自分たちの村のことは自分たちで考えて自分たちで動ける村にしていく。その覚悟を持って、村長を中心として、議会も役場職員も村民みんなが動いているのを今スタートさせてはどうか、スタートさせようではないですかという非常に前向きな話をさせてもらいました。がっつりこのまま行かなくっても、やはり教育に力入れる。文化事業にもいろんな文化事業があります。それがちょっと足らないですから、文化事業にも力を入れるような村になって欲しいということの提案であります。20 年 30 年を考えた、今の特に若者が明るくなるような政策を、今村長から力強く発信して欲しいということであります。村長、どうでしょうか。

○議長（永田博人議員） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） ありがたいお話をいただきましたが、まずは就任後、いろんな土木事業をしているということですが、これはもう災害復旧をしなければなりませんので進めて参ります。それと今までしなければならなかった事業についてもですね土木事業についても、今、急ピッチで進めております。他の町村よりも進んでいるとは思いませんが、それ並みにやっていくためには今、馬力を出してやらないとですね、遅れて参りますので、今が力の入れどころということでやっております。またこのいろいろな事業の中でですね、進めてきたのは、村長今恵まれてるよという話をされましたが、当然これはですね、こういう事業を進めているに当たりまして、議員の皆さんのですね、ご協力によって村民の理解を得て進めて参りました。もう本当にありがた

く思っております。いろんな事業ございますが、えびのの話は出ましたが、えびの加久藤超えて国際高校ですか。あれは一番初めは人吉に来る予定で、えびのの方が誘致されてとられたと。コカ・コーラも人吉に来る予定がえびのに取られた。ただ中小企業大学だけやっとのことを人吉が取ったという経緯がございまして、えびのの方はその国際高校で、国際交流を進めるからそれをメインにされていると思っております。また教育立村につきましては、まずは義務教育については、保護者の負担を減らさないとなかなか前に進まないんじゃないかということで、自転車の補助・給食の無償化、等もやって参りました。また義務教育のことも出て参りますのでいろんなことも進めて、まずは保護者負担を減らしてそれからやっていくと。昔の言い伝えで千里の道も1 歩からということですので、議員の皆さん、住民の皆さんの意見を聞いてですね、1 歩 1 歩進めていくと。教育立村、教育ばかりじゃなくてですね、子供のやはり教育を、学力を上げると私は日頃から思っております。この人吉球磨をはじめ都会はもう、すぐ塾に行きますが、人吉球磨は塾行く英語塾も少ないということで、できればですね、教育委員会中心に英語は特別に伸ばすという方向も必要だと思っておりますので、教育委員会と協議してその分をやっていくと。全体的な社会教育についてもいろんな考えがあると思いますが、まずは目に見えるところ、土木事業が多いと言われますがいろんな事業をしております。先ほど 1 番議員、2 番議員の質問もありました農業関係道路関係もありますので、そういうのも含めながら、また元に返りますが、一歩一歩前に進めて村政をやっていく予定でございます。議員の皆さん引き続き協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○７番（徳田正臣議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） 7 番議員。

○７番（徳田正臣議員） はい。村長もですね教育に関心が非常におありということであります。ただコカ・コーラとか国際えびのが国際交流都市がどうのこうのとか中小大学とかっていうのはそれは関係ない経緯。それは大体、前の職員さんであった村長とか私も全部知っておりますことですから、ただ、えびのがそれを取ったということは、私は非常に立派なものがあると思っております。ですから、引き上げ出したわけです。隣すぐ隣でそういうことやってる。それからですね、私が言いたいのは村長がその自転車とか、紙おむつとか、紙おむつ知りませんが、そういった事業やってらっしゃるのはわかります。はい。わかりますが。相良村はどういう村かって。一言、家庭と同じ相良村はどういう村かって聞かれたときに、或いは外の人が相良村を見るときに、相良村はあそこは本当に教育に力入れている村だもんなと。或いは、文化事業にものすごく力入れてる人に直接投資できる村だもんないうことが、村民みんなが我々議員も含めて言えるような、方針を村長として打ち出して欲しいということ。ただ自転車の補助金を出してます話じゃなくって、そういった大きい、村長が今後変わってもこの変わらない方針を今ここでスタートさせてはどうかということです。その大きい方

針の中から派生的にいろんな自転車の補助とか、いろんなことを1つ構築していけばいいだけの話です。それを村長に今スタートさせると素晴らしい村長になりますよって。本当に前向きに応援しているんです。チャンスなんですよ。今、これに力入れないのは、ありえないっていうぐらいに。ハード事業に比べたら教育っていうのは、思い切ってなんでも予算が本当に、何十分の1で済むわけなんで、多少ハード事業おいてでもいいから、ソフト事業でこうやって人に投資するような村になってほしい。その言葉として、教育立村というのを私がここで言ってるだけで、その言葉をそのまま村長使わなくていいです。使いたくもないでしょうし。ですから村長この提案してる前向きな思いをわかって欲しいなと思ったところであります。いずれにせよ、ここではなかなか即答できないことでありましょうけども、本当に教育っていうのは、学力という、それも大事ですけど、学力という意味ではございませんで。あといろんな文化事業がありますので各省庁が持ってる。それを相良村にちょっと誘致して欲しいなと思っているところです。そういうところでの政策提案というか要望でございました。私からはもう、以上で終わりです。以上です。

―――――――○―――――――

○議長（永田博人議員）　次に6番、坂田朋美議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○６番（坂田朋美議員）　こんにちは。6番、坂田です。私の方でちょっと3点質問させていただきます。まず1点目でございます。プラスチック類ごみの資源化、すなわち、資源ごみとしての回収計画はあるのでしょうかということを伺います。現在、家庭ごみなんですけど、プラスチック類は燃えるごみで収集しております。白色トレーとペットボトルにつきましては、資源ごみとして回収しております。ここでお尋ねですけども、燃えるごみの年間の回収量、並びに処理費用はどれぐらいかかっているものか、お尋ねいたします。また前年と比較して増えてるのか減ってるのか、これをあわせてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平田智博君）　保健福祉課長お答えします。まず燃えるごみの回収量というところで、令和4年度から数字のほう言っていきたいと思います。令和4年度が856トンでございます。令和5年度が824トンで前年比としまして、マイナスの32トンとなっております。比率でいきますと、マイナスの3.8パーセントでございます。令和6年度が788トン。前年比でいきますとマイナスの36トンでございまして、比率でいきますとマイナスの4.3パーセントとなっております。あと処理費用につきましては、これが、例えば100トン出したから、その100トン分の費用がかかるわけではなくて、広域行政組合に支払う負担金、ごみ処理場の分ですね。の中に、処理費用も、利用実績割として含まれておりますので、この負担金の額によってお答えさせて

いただいてもよろしいでしょうか。まず負担金の負担割合については、均等割が10%、人口割 10%、あと先ほど言った利用実績割これが 80%となっております。これを構成市町村の 10 市町村で割合を出したときに、本村の割合は 4.2 パーセントとなっております。負担金の額につきましては、令和 4 年度が 4,235 万 5,000 円。令和 5 年度が 4,518 万 3,000 円。前年比でプラスの 282 万 8,000 円で、比率としましてプラスの 6.7 パーセントです。令和 6 年度が 4,934 万 1,000 円。前年比でプラスの 415 万 8,000 円。比率が、プラスの 9.2 パーセントとなっております。この増えてる要因としましてはその施設数の整備費とか、電気料金等の価格が上がったりとか、そういうのも含まれておりますので、一概にごみ処理の部分が上がってるというわけではありません。以上でございます。

○６番(坂田朋美議員)　はい、議長。

○議長(永田博人議員)　はい、6 番議員。

○６番(坂田朋美議員)　はい。傾向としましては、量的には減ってるけど金額が上がってるような状況と認識いたしました。そこでなんですけども、一応環境省の調査によりますと、家庭ごみに占めるプラスチック類の割合なんですけど約50%ほどあると。そのため、プラスチック類を資源ごみに回すことで、燃えるごみを出す回数を減らせるだけでなく、資源の循環利用、或いはプラスチックの焼却時に発生する二酸化炭素の削減にも繋がると思っておりますが、今後、プラスチック類の資源ごみとしての収集計画はあるものか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員)　はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君)　保健福祉課長お答えいたします。現在、本村で議員の方からも今言われましたとおり、プラスチック類は可燃ごみとして処理しております。人吉クリーンプラザの方もですね、今資源ごみでのプラスチック回収は行っていないために可燃ごみとして処理の方をしております。しかしながらプラスチック、資源循環促進法の施行によりまして、今後は分別収集や適正処理を進めていくことが求められておりまして、費用負担や処理体制の整備が課題となっているところでございます。こうした中で人吉球磨管内におきましては、令和 15 年度から新しいごみ処理施設が稼動する予定であり、それに合わせて、構成市町村全域でのプラスチック類の分別回収を回収することとしております。これは人吉球磨地域循環型社会形成推進地域計画の方にも記載されております。今後は広域行政組合や関係市町村と協議を進めながら、回収方法やスケジュールなどを検討して参ります。以上でございます。

○６番(坂田朋美議員)　はい、議長。

○議長(永田博人議員)　6 番議員。

○６番(坂田朋美議員)　今のお話ですと将来的には、改修の計画があるように受けとめました。今後もなんですけども、さらなるごみの減量化、或いは資源の循環利用、温

室効果ガスの削減に向けた事業として、まずはそのモデル地区を設けてちょっと試験的に取り組まれることを強く要望させていただきます。近隣におきましては、去年の9月から人吉市の方で、郡市初のプラスチック類を資源ごみとして、出すモデル事業を試験的に取り組まれた結果が出ました。開始当初なんですけど、住民の方から分別の手間が増えるだけという意見も多く寄せられたということだったんですけども、プラスチックごみが、燃えるごみから分類されることで、家庭から出る燃えるごみの量が著しく減少したとちまたで言われますように、そのまま捨てたらごみなんですけども分ければ資源になるということを実感されたようでございます。この結果を踏まえましてアンケートでもほとんどの住民の方々がプラスチック類の分別回収をすべきと回答されたそうでございます。人吉市では、今年の10月から、資源ごみとして回収するようにルールを変更されます。ごみにかかる諸費用を極力減らしまして、その分も他の事業に振り替えることにより、限られた財源の使い方として、大変重要になってくるかと思います。近隣としては人吉の事例がございますんで、今後また情報交換されながら、資源ごみの回収の方向へ進んでいっていただければというふうに考えます。次2点目でございます。森林の管理についてお尋ねいたします。先日なんですけども、地元住民の方々と付近の山林の管理状況を確認するために同行させていただきました。まずはなんですけど、先ほどから雑草等が生い茂り、手鎌等でちょっと所除去しながらでないと前に進めないような状況でございました。植林後かなり経過した場所では、表土が急斜面のために滑り落ちて、その表土を鹿よけネットが受ける形になりまして、一部でネットの支柱が倒れてみたり、或いはネットに穴があいている状況を確認いたしました。植林した場所も下草刈り等されたちょっと形跡がなくてですね、想像以上に荒れた、ちょっと悲惨な状況でございました。そこで、地元の方も一応所有者の方が不明な場所もあるとのことでした。そこでなんですけども、当村の状況といたしまして、所有者不明の林地はどれくらいあるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　農林振興課長お答えいたします。現在、本村で管理している山林は村有林となっております。よって民有林については、管理状況を完全には把握できておりません。またご質問の所有者不明の定義といたしまして、登記上の所有者の不明者については、ないものと存じ上げておりますが、共有地も含めまして、未相続地で管理放棄されている、民有林については存在しているものと把握しております。以上お答えします。

○６番（坂田朋美議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、6番議員。

○６番（坂田朋美議員）　一応登記簿上なんですけども、所有者の不明な林地所有約3

割ほど上ると資料にもございました。所有者不明になる要因につきまして、お伺いをいたします。

○議長（永田博人議員）　農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　農林振興課長お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり民有林の管理については把握はできておりませんが、民有林のうち人口林については現在ですね意向調査を実施しております。内容的には、今後、所有者で管理するか、管理を委任したいかなどの確認を行っているところです。所有者不明の要因としましては、時代の流れで日常生活と山林との関わりがなくなり、世代が変わっても相続登記などなされずにですね、管理されなくなってしまうことが主な要因であるように感じております。中でも人口林においてはですね、天然林と違いまして、先ほども危険箇所があると申し上げられましたが、管理がなされない場合にはですね、土砂崩れ等の災害のリスクも高まります。従いまして登記ができない山林もあると聞いておりますので、一定の法改正等も必要になってくるのではないかと感じるところでございます。以上お答えいたします。

○６番（坂田朋美議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　6 番議員。

○６番（坂田朋美議員）　はい。今課長の方からご説明の中にもございましたけども、森林というのは、一応相続の際に移転登記されずに所有者不明になる場合が多いと聞いております。また林地所有者の 33%にあたる方々にとっては土地を手放したい。そういった回答も見られております。市町村の担当者におきましても、所有者不明の森林が約 3 割もあり、その特定にちょっと時間がかかってるんじゃないかと見受けられます。そのためになんですけども、政府は負担軽減例、集約手続きの簡素化を目的に制度を見直す考えのようでございます。伐採であるとか再造林が進まない森林の管理を、経営意欲のある林業の担い手に集約しやすくするため、2019 年 4 月に施行されました森林経営管理法の改正も検討されてるようです。それを踏まえまして今後の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長（倉田雅弘君）　農林振興課長お答えいたします。今後の対策ということで今後ですね、まずは先ほどもありましたように国の方もそういった、制度の方を考えておりますので国の意向に沿ってですね、人口林の今現在行っている意向調査をまず進めていきまして、とにかく危険箇所である災害のリスク等のですね、軽減に努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○６番（坂田朋美議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、6 番議員。

○６番（坂田朋美議員）　伐採が進まない森林には、杉とかヒノキが大変多く、花粉の少ない苗木への植え替えを推進し、花粉症の対策にもなると思われます。森林の手入れは、土砂崩れを防ぎ、災害対策にも繋がるものと思います。森林経営管理法で市町村が、森林管理に手が回らない所有者と林業事業者を仲介するのが一応同法の柱となっております。所有者不明の私有地でもホームページなどで半年間報告を行えば、経営管理権の委託に同意したとみなす特例を設けているようでございます。このままでいきますと、木材としての資産価値も減り、最近では、説明にもございました以上、大雨が局地的に降ることが多くなっております。自然災害に繋がらないように、所有者不明の林地をなくして、森林管理を強化して欲しいと思います。最後にちょっと３点目に入ります。避難所における空調機器の設置計画についてお尋ねをいたします。今年も、最近でも九州では、熊本、鹿児島、宮崎の各地から、東北地方の方でも、秋田、或いは北海道でも、大雨による被害が連日のように報道されております。今年も酷暑が続いており、６月７月も、前年対比でいきますと約２度から３度の気温が高くなっております。この傾向も一応当分継続する予報も出ております。早期に避難された方、或いは災害被害に遭われた方々が、避難所に避難してこられたときに、現在の、もう夏場というんでしょうか。高温状態で、空調設備もない状況では、体調を崩される方も多くなるのではと心配になります。避難所の現状と問題点についてお伺いをいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。今年におきましては、まだ村民の皆様に避難していただくような大雨等が現在発生していないという状況ではございます。指定避難所であります、総合体育館、林業総合センターには全く空調設備がないのではなくて、アリーナにないというところでございます。これまで暑い時期におきましては、空調機器がある部屋に移動して涼んでいただいたり、スポットクーラーまたは扇風機などで対応してきたところでございます。また、長引くようであれば、総合体育館の方に空調機器設置部屋が多いですので、そちらに移動していただくというなことを対応しているところでございます。現状については以上でございます。

○６番（坂田朋美議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　はい、６番議員。

○６番（坂田朋美議員）　実際に一応昨年の１月の能登半島地震、その後の大雨被害あわれた方の中でも災害関連死として亡くなられた方が、地震、大雨で直接亡くなられた方より、死亡数が大きく上回っているということを新聞報道で知りました。避難地の整備と並行しまして、既存の避難所の特にエアコン等の設置による、避難所内の環境整えることも重要と考えております。現在の避難所である、四浦地区の林業センター並びに総合体育館内に、改めてお尋ねしますけども空調機器を設置する計画はあるの

でしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（永田博人議員）　はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君）　総務課長、お答えいたします。具体的に今、林業センター、総合体育館の話がございましたけども、総合体育館につきましては後程、5番議員が教育委員会にご質問されてますので、ここは控えますけども、林業センターにおきまして、具体的なアリーナ部分への空調設置の計画は現在はまだございません。以上でございます。

○６番（坂田朋美議員）　はい。

○議長（永田博人議員）　6番議員。

○６番（坂田朋美議員）　早期避難を呼びかけられましても一応避難所内の、特に空調、暑さ対策設備がないとやっぱり躊躇される方もおられると思います。体育館内等の大規模な空調設備に特化した、企業が県内にもあるようでございます。ちょっと説明を聞かれてはというふうに考えております。またなんですけど、実際に設置しまして、冷房効果があったとも聞いておりますんで、これも先進地になろうかと思うんですけど、行かれて、情報収集されたらというふうに考えております。避難所内の生活環境改善することにより、関連死に至らないように最善を尽くしていただければというふうに思っております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（永田博人議員）　ここで、暫時休憩いたします。再開は、14時5分から、15分休憩します。よろしくお願いします。

―――――――――○―――――――――

休憩　午後01時50分

再開　午後02時05分

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　次に、9番、市岡智惠議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○９番（市岡智惠議員）　9番、市岡です。今回3件ほどの通告書を提出しておりますので、それに基づきまして、質問をさせていただきます。まず1点目、空き家対策について。令和7年6月定例議会において、空き家の状況について質問しておりますが、村内全戸調査等を踏まえた空き家の戸数は、前回の空き家の数に、32 戸増えて 178戸。空き家バンクの登録は4個で、以前より変動がない状況であります。企画課長からの答弁では、空き家バンクの登録を促すため、集落支援員を配置し、所有者へ連絡をとり、意向を確認するなどの取り組みを行っているとの答弁をいただいております。現在の空き家バンクの登録状況について、企画商工課長にお尋ねします。

○議長（永田博人議員）　企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長お答えします。集落支援員による、現地確認及び聞き取り調査を密に行い、所有者に対して、活用意向の確認のため、アンケートを引き続き実施している中で、アンケートの中で、貸借や売却を考えておられる空き家バンクへ登録したいと言われている方につきまして、書類を送っております。現在の登録物件は８件となっております。以上お答えします。

○９番（市岡智惠議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　9 番議員。

○９番（市岡智惠議員）　はい。ただいま課長から、8 戸増えてるっていうことで答弁いただきましたけれども、やはり空き家の利活用を検討するなら、空き家バンクの登録が前提だと思いますので、空き家バンクの登録を進めていただき、1 個でも多く空き家バンクの登録ができるよう取り組みをお願いいたします。昨今の人口減少や高齢化による空き家は、今後増加すると予測され、空き家問題はさらに深刻化すると考えられます。相良村としての利活用についても、令和 7 年 6 月定例議会において、企画課長より答弁をいただいております。今年度、令和 7 年度において、村が活用できる空き家の中から、移住定住の拠点として利用できる空き家を選定し、その後、リノベーションする計画であり、建物や土地の購入費の予算を確保しているとのことでありますが、空き家の選定はできたのか。また、リノベーション計画について、現在の進捗状況を、企画商工課長にお尋ねします。

○議長（永田博人議員）　はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長（佐竹淑子君）　企画商工課長お答えします。空き家のリノベーション事業につきましては、空き家活用のモデルとして、空き家所有者や地域の方に対して理解を深めてもらうことを目的に実施しております。また、リノベーションを計画している空き家の選定につきましては、候補空き家の所有者に対して意向を確認しているところです。また、リノベーションの実施にあたっては、来年度、国の空き家再生等推進事業社交金の活用を検討しており、家屋の取得や回収に係る経費が対象となるために、事業内容の精査を行い、国の予算要望に向けて準備を進めているところでございます。以上お答えします。

○９番（市岡智惠議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠議員）　はい。進捗状況について答弁いただきましたが、空き家を単なる問題としてではなく、地域支援としてとらえ、地域活性化や経済効果を生み出すための有効な手段として考え、空き家問題との解決と地域社会の発展を両立させるよう、空き家の利活用を踏まえた対策をお願いいたします。2 点目に入らせていただきます。子供議会の実施について、人吉球磨 9 市町村において、教員教育委員会主催による子供議会が実施されておりますが、実施の内容について、教育課長にお尋ねします。

○議長（永田博人議員）　教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長（出合宏光君）　教育課長お答えします。子供議会を実施されている9市町村の中で、教育委員会が主催しているのは7市町村ございます。時期的には、9月定例会後から2月ごろまでで開催されておりまして、場所はこの議場で、質問するのは、中学生の代表者数人が質問をしまして、本会議と同様に、執行部が答弁しているところがほとんどでございます。以上でございます。

○９番（市岡智惠議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、9番議員。

○９番（市岡智惠議員）　はい。課長から近隣の実施状況と内容について答弁いただきましたが、それぞれの市町村において、様々な取り組みをなされております。子供議会は、児童生徒に主権者として求める力を育成する教育を推進し、児童生徒に社会参加への態度や、食欲を培うことを目的にしております。相良村においても、子供議会についてどのようにとらえ、実施の考えについて、これ教育長にお尋ねします。

○議長（永田博人議員）　教育長。

○教育長（中村和弘君）　教育長お答えいたします。学校教育における主権者教育につきましては、文部科学省の主権者教育の推進に関する検討チームの最終まとめにおきまして、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の1人として、主体的に担うことができる力を身につけさせることとされております。学校では、主権者教育に関連する学習は主に、社会科で学習をしております。その学習内容について申し上げますと、小学校3年生からしております。市のようすとくらしのうつりかわり。小学校4年生では、自然災害から人々を守る活動。6年生では、我が国の政治の働き。さらに、中学校では、社会科の公民的分野におきまして、人権と日本国憲法、現代の民主政治、国の政治の仕組み、地方自治と私たちというのを単元で学習をしております。小学校から系統的に主権者教育に関連する学習内容を学んでいるところでございます。高等学校におきましても、当然選挙権を有する学年が在籍しておりますので、当然、学習をしております。また、令和7年6月30日付、相議第82号で、議長から依頼がございましたけども、これでございます。主権者教育用リーフレット、フリーレンたちと学ぶ地方議会。これも、中学校全生徒に配布させていただいておるところでございます。学校では、学習指導要領によりまして、教科ごとに授業時数が配当されておりますので、教師も子供も限られた時間内で、今、懸命に学習内容の定着に取り組んでおるところでございます。また、もう皆様ご存じのように、気になる子供たちがいます。また、不登校の子供たちもおります。また不登校ぎみの子供たちもおりますので、その子供たちへの対応など、非常に学校現場では、子供と向き合う時間もなかなか確保できない厳しい状況でございます。それと、学校の教育課程実施にも、無理をきたす心配も

実のところしておるところでございます。以上のことから現在のところ、子供議会の開催については、今のところ考えてはおりません。

○９番（市岡智惠議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） はい、9番議員。

○９番（市岡智惠議員） はい。子供の学校の様子とか、いろいろ答弁いただきましたけれども、教育長の方は、今のところ、考えていないっていうことで、村長としてはどのような考えでしょうかお伺いします。

○議長（永田博人議員） 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） 今、教育長が話されましたが、他の町村もやっているからということで、いろいろご質問あったと思いますが、昔と違って、今は職場体験もあります。いろんな、それと、この議会はないんですが、生徒会もありますので、どういった形で教育の方でやっていくということですので、教育委員会がそういう方針であればですね、私も無理して議会を開いて、そのよそがやってるからするんだと、そういうことじゃなくて、子供の身になって、或いは学校教育の立場からですね、教育委員会判断しておりますのでそれと同じ、教育委員会の判断に任せたいと思っております。以上でございます。

○９番（市岡智惠議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） はい、9番議員。

○９番（市岡智惠議員） はい。村長から答弁をいただきましたが、学校、教育委員会と連携をとりながら、将来の地域を担う子供たちに身近な課題を、自分のことと考え、議論し合意形成を図ることが大切だと思います。前向きで検討をよろしくお願いいたします。3点目に入らせていただきます。税の不納欠損について、令和6年度相良村決算審査意見書によりますと、税の収入未済額は、全体で1,425万2,121円、税の収納率は 96.0％となっております。また、特別会計で、国民健康保険税では、収入未済額が3,075万737円で、収納率は71.1％低い収納率となっており、税の不納欠損額は25件の185万767円、村民税は9件77万7,025円、固定資産税9件88万5,642円、軽自動車税7件18万8,100円。また、国民健康保険税14件459万3,933円とありますが、各税目ごとの不納欠損額の内容について、税務課長にお尋ねいたします。

○議長（永田博人議員） 税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長（平川千春君） 税務課長お答えいたします。それでは税目ごとに説明をいたしていきます。まず村民税ですが、不納欠損額77万7,025円で、不納欠損の件数9件中、地方税法第15条の7第4項に係る滞納処分の執行停止後、3年経過しても消滅が7件、金額で31万9,188円です。所在不明や相続人不在などの要件である、同法第15条の7第5項に係る滞納処分の執行停止に係る即時消滅が2件、4万7,689

円となっております。同法第 18 条に係る滞納処分の執行停止中に、通常時効の 5 年経過の消滅が 2 件、金額で 41 万飛んで 148 円で合計 11 件となっておりますが、地方税法第 15 条の 7 第 4 項と同法第 18 条の不納欠損の重複が 2 件ありますので、実件数は 9 件となっております。次に、固定資産税です。不納欠損額 88 万 5,642 円で、不納欠損の件数 9 件中、滞納処分の執行停止後 3 年経過しての消滅が 5 件、58 万 1,700 円です。滞納処分の執行停止後即時消滅が 1 件、金額で 9 万 8,600 円。滞納処分の執行停止中に通常時効の 5 年経過での消滅が 3 件、20 万 5,342 円でございます。次に軽自動車税です。不納欠損額が 18 万 8,100 円で、不納欠損額の件数 7 件中、滞納処分の執行停止後 3 年経過しての消滅が 5 件、13 万 3,800 円。滞納処分の執行停止に係る即時消滅が 1 件で 1 万 2,900 円。滞納処分の執行停止中に通常時効の 5 年経過での消滅が 3 件、4 万 1,400 円で合計 9 件となりますが、重複が 2 件ありますので、実件数は 7 件となっております。最後に国民健康保険税です。不納欠損額 459 万 3,933 円で不納欠損の件数 14 件中、滞納処分の執行停止後 3 年経過しての消滅が 8 件、277 万 3,365 円。滞納処分の執行停止に係る即時消滅が 2 件、20 万 8,700 円です。滞納処分の執行停止中に通常時効の 5 年経過での消滅が 5 件、161 万 1,868 円で合計 15 件となっておりますが、重複が 1 件ありますので、実件数は 14 件です。以上お答えいたします。

○９番（市岡智惠議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠議員） ただいま、不納欠損額の内容について答弁をいただきましたが、執行停止は、徴収の執行を一時的に止める重大な判断でありますが、実際に執行停止を行うにあたって、どのような調査、確認、相談、対応が行われているのか税務課長にお尋ねします。

○議長（永田博人議員） 税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長（平川千春君） 税務課長お答えいたします。滞納処分の執行停止は、相良村村税等の滞納処分の停止事務取扱要項に基づきまして、滞納者等の状況に応じ、預貯金調査、給与照会、その他の財産調査、納税折衝、臨戸による生活状況の把握及び住民登録地の市区町村への実態調査を行っております。また、滞納者との納税相談等も行い、滞納者の資力に応じ、分納などの対応を行っております。これらの調査や相談等により、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する無財産、第 2 号に規定する生活困窮、第 3 号に規定する所在不明の確認ができましたら、滞納処分の執行停止を行っているところでございます。以上お答えいたします。

○９番（市岡智惠議員） はい、議長。

○議長（永田博人議員） はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠議員） はい。課長から執行停止をするために、調査、確認、相談、対

応について答弁をいただきました。特に固定資産税の収入未済額が、994 万 6,295 円となっており、内訳として現年度 106 万 6,600 円、過年度 887 万 9,695 円であります。また、国民健康保険税の収入未済額は、3,075 万 737 円、現年度分 104 万 500 円、過年度分は 2,671 万 237 円。どちらも、過年度分が増えている状況の中、徴収業務で努力されているとは思いますが、今後の徴収計画について、どのように考えておられるのか。よろしくお願いいたします。

○議長（永田博人議員）　税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長（平川千春君）　税務課長、お答えいたします。本村の徴収業務の基本姿勢といたしまして、法令遵守に基づき、公平公正な業務執行、地方自治法等を遵守した厳正な処理、納期内納付の重要性を含めた適切な納税指導が挙げられます。この基本姿勢に基づきまして、毎年相良村村税滞納整理方針を策定し、徴収の基本方針として、目標徴収率を設定しております。同方針の中で、時効成立の阻止、現年度分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮を重点事項と位置付けて、徴収業務に当たっているところでございます。令和 6 年度におきましては、村税全体、減免分と滞納繰越分合わせましての徴収率は、令和 5 年度と比較いたしまして、0.5%、国保税は 2.9%の増と微増ではありますが、成果があらわれてきております。令和 7 年度についても、令和 6 年度と同じく事項の管理を徹底し、年 3 回の催告書の発送、税務課職員全員での電話催告、臨戸を実施いたしまして、現年度分の年度内納付を呼びかけて新たな滞納事案を発生させないよう努めております。先ほど議員がおっしゃいました本村の課題となっております滞納繰越分につきましては、県との連携により、村県民税を中心とした高額困難案件の滞納整理を進めております。納税の催告にもかかわらず、納付や相談がない滞納者に対しましては、預貯金調査や給与照会などの財産調査を行っております。調査により財産等が確認ができましたら、差し押さえ等の滞納処分を執行して参ります。また、財産調査によりまして、無財産、生活困窮、所在不明が確認した場合は、相良村村税等の滞納処分の停止事務取扱要項に基づきまして、滞納処分の執行を停止する考えでおります。今後とも滞納者との納税交渉や滞納処分を通じまして、租税債権の確保を図り、相良村村税滞納整理方針に基づき、適切的確な事務処理を行って参ります。以上お答えいたします。

○９番（市岡智惠議員）　はい、議長。

○議長（永田博人議員）　はい、9 番議員。

○９番（市岡智惠議員）　はい、議長。今後の徴収計画について答弁をいただきましたけれども、納税者に不公平が生じないよう、徴収を行って時効を成立させないように取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　次に、5 番、川邊一徳議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○５番(川邊一徳議員)　次に、5番川邊です。最後ですので、張り切っていきます。よろしくお願いします。それでは、通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。1点目、中学校及び小学校施設の老朽化についてお尋ねいたします。令和7年度から、相良村立学校適正規模等検討委員会が設置され、今後の村立学校、どのようにしていくか協議をされていると思います。また、学校建設基金を令和3年度に設立され、令和7年3月末時点で3億円弱が貯まっている状況です。また初日の令和7年度一般会計補正予算の説明文の中で村長の答弁でもありました、10 億円をめどに貯めていきたいっていうこともあっております。この学校の建て替え、もしくは改修計画については以前より説明をいただいているところです。体育館のほうの話は出てきておりませんが、体育館についてはどのような計画になっているのかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員)　教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君)　教育課長お答えします。令和7年3月末現在、中学校の体育館は築41年、南小学校の体育館は築37年経過しております。以前、個別施設計画策定時に劣化状況調査をした結果、中学校の体育館は、外壁等の広範囲に安全上低下の兆しが見られると診断されております。また、南小学校の体育館も、外壁が最も劣化しておりまして、広範囲に著しい劣化が見られ早急に対応する必要があると診断されております。このことから、両校の体育館は建て替え、もしくは改修の対象でございます。体育館を含めた学校施設の建て替えや改修につきましては、現在、相良村学校適正規模等検討委員会で検討していただいているところでございます。以上でございます。

○５番(川邊一徳議員)　はい、議長。

○議長(永田博人議員)　はい、5番議員。

○５番(川邊一徳議員)　はい、いつ建て替えるのか、そういうことについては検討委員会で協議をされているということでしたので、ここでいつから建て替えるんですかって言っても、お答えを先に出すような形になるので、もし、建て替えするとなった場合、何年ほどかかるのか。設計から建築、完成まで、ざっくり 3 年、4 年、2 年、1 年、どのくらいでできるのか。今の段階で、おおよそわかっていれば、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員)　教育課長。教育長。

○教育長(中村和弘君)　教育長お答えします。今のご質問につきましては、ただいま議員おっしゃられたとおり、検討委員会の方でもまた十分検討していただいて、まだはっきりした何年先ということまでは申し上げることはできません。以上です。

○５番(川邊一徳議員)　はい、議長。

○議長(永田博人議員)　5番議員。

○５番(川邊一徳議員)　はい。建て替えにかかる期間。立て替えにかかる期間も、ちょっとまだわからないような状況でしょうか。

○議長(永田博人議員)　教育長。

○教育長(中村和弘君)　教育長お答えいたします。将来的には、小学校を再編して、将来的には、義務教育学校１つの学校ということで考えておりますので、具体的な年数については、今のところ未定でございます。

○５番(川邊一徳議員)　はい、議長。

○議長(永田博人議員)　5 番議員。

○５番(川邊一徳議員)　はい。分かりました。改修工事については、今の内容で分かったところです。次の、村内施設の設置について、エアコンの設置について、今回は体育館に絞って質問をいたします。総合体育館につきましては、他の町村にないような立派なすばらしい建物だと思っております。アリーナ、観客席、ロビーにおいても、建設時には、様々な想定のもと建設されたんだろうと思っているところです。この総合体育館、最近ですと、村民ビーチボールバレー大会がありました。今回、第 40 回の開催でしたので 40 年以上続く歴史ある大会です。大会前に夜間に練習をして当日臨んだのですが、練習のときにもさすがに暑いと選手の皆さんから意見が出ていたところです。このアリーナ部分の空調設備については、令和 5 年 12 月の定例会において、アリーナに空調設備を完備できないかと市岡議員が一般質問をされた際に、このアリーナに、空調設備を完備するとなると、1 億 5,000 万ほどかかると試算していますと。また空調の風の影響でできる協議が限られてきますというふうに、答弁をいただいております。無いよりもあった方がいいがどのようにやっていくか、今後の課題だと言われておりますが、このアリーナについて、エアコンを設置できないか。それはまた、それにエアコンに代わるような工夫がどうにかできないものかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員)　はい、教育長。教育課長。

○教育課長(出合宏光君)　教育課長お答えします。9 月 7 日日曜日、午前中に村民ビーチボールバレー大会がございましたが、体育館の暑さ対策としまして、6 月に開催されました中体連のバレーボール大会と同様に、午前 6 時 30 分から 3 階研修室及び 2 階の廊下、読書室、ミーティング室の冷房をつけ、冷風をアリーナに送るために業務用の扇風機 6 台を設置いたしました。その結果、参加された方々の感想としましては、今年は昨年に比べて涼しかった、昨年よりも過ごしやすかったという声が多数ございました。今後は、会場使用の目的に応じまして、対策を講じるよう取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○５番(川邊一徳議員)　はい、議長。

○議長(永田博人議員)　はい、5 番議員。

○５番(川邊一徳議員)　この施設とても立派であり、選手として利用される方も、とて

も使いやすい、また球磨郡、熊本県で見ましても、球磨郡で見ても一番いい場所に、高速降りてすぐの場所にあるので、とても良い場所だと思っております。しかし、その使われる選手側の条件として、エアコンがあるかないかっていうところが大きく判断になってくるのかなと思うところです。今回、早くから準備をしていただいて、選手の皆さんが少しでも涼しく、スポーツができるように工夫していただいております。しかし毎回、そういうわけにはいきません。職員の皆さんにも負担がかかると思っております。このアリーナのエアコン、空調設備の設置については後程、意見を述べさしてもらいますが、次の質問に移ります。次に、中学校及び小学校の体育館にエアコンを設置できないか。お尋ねなんですけれども。先ほどの質問の中で建て替えが必要ですということです。建て替えの時期については未定とのことでしたが、毎年、最高気温を更新するような熱い日が続いております。仕事においても、熱中症対策が義務化されるなど、対策が急務となってきております。建て替えるまでには時間がかかることはわかっております。その間、何も対策を取らないということはないと思っているところです。この空調設備についても、令和6年9月の定例会の際に、永田議員が質問されております。答弁の中で小中学校の各学年、授業の中では、平均1.5時間ぐらいが体育館で授業をしてますということでありました。しかし今後は暑くて、プールができない日が来るんではないかと心配をしているところです。そうしたときに、プールでもできない、グラウンドでもできないとなると、使うなら体育館っていうふうになってくるのかなと思っております。先ほど時期は未定ですが建て替えるということですので、建て替える建物に何千万もお金をかけるのはもったいないと思います。また、今国の方で、空調設備の設置についての補助金等ありますけれども、この補助金を使うとなると、空調能力の算定など、詳細な設計が必要になり、設置にかかる費用が高くなる。また時間もかかってしまいます。そこで大型のスポットクーラータイプで対応されてはどうかと思っております。これは設置型ではなくて移動ができますので、今日は小学校、明日は中学校というわけにはいきませんけれども、この移動型の大型の体育館用のスポットクーラーで対応できないかと思っております。単費で、それでも単費で購入すると高額ということであれば、例えば6月から10月まで5ヶ月間レンタルもありますのでレンタルで対応するなど、このスポットクーラーは思ったよりも電気代が安くて1時間当たり150円ほどで使えるそうです。体育館広いですけれども、4台設置したときに、1時間600円ぐらいでできるのかな。ただ全体が体育館全体広いですので、全体が涼しくなることはないと思いますけれども、ないよりはあった方がスポーツをする上ではいいのかと思っております。そして新しい体育館ができますと、そのスポットクーラーは必要がなくなりますので総合体育館に使うなど、いろんな使い方ができるのかと思っております。今年もまだまだ暑いです。昨年の産業文化祭のときに、締め切ったということもあってかなりの、またかなりの方が入られたということもありかなりの暑さがありました。この産業文化祭で試験的に、

この大型のスポットクーラーをレンタルして使われたらどうかと思っております。長くなりましたが今、お尋ねしたいのは、このスポットクーラー購入が難しいならレンタル等で対応ができないか。毎年毎年暑いです。この問題は早急にどうにかすべきものだと思っております。予算が絡みますので、村長がよろしいですかね。このスポットクーラーの導入についてはよろしく願います。

{「はい。」と、村長。}

○議長（永田博人議員） 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） いろいろ、学校の再編教育委員会から述べましたが、やはり義務教育はちょっと戻りますけども義務教育学校にする場合、もう校舎といいますか、運動場を含めてもう１ヶ所になります。しかしながらすぐ１ヶ所で作るということはできませんので義務教育になったときには中学校と小学校それぞれ分かれて学ぶと。それが、それを並行して校舎も作る。校舎作る場合、仮校舎作るとまた高くなる。だから既存の校舎を使いながらどこかに校舎を作るとかいろんなことを今から考えていかなければなりません。その中で、体育館を改修するとかいう話がありましたが、どっちかの体育館か別の場所になるかもしれませんが、体育館が残るわけですので、体育館は有効にまだ使われるんじゃなかろうかと思っております。今、教育委員会の話では外壁という話でしたので、内側はいいということですので、どうにか使われる部分は使うと。それで、クーラーについてもですね５番議員が言われました、スポットクーラーですかね。あれの５番議員が言われたのとこちらと違うかもしれません。15台あるんです役場で。ただ15台使われない。何でかって、電圧が落ちてしまってですね、既存のあれじゃできないわけですよ。だから15台、避難関係でそれだけ購入といいますか補助できたんですが、使われないんですよね。だから使うためには、電気、電気を上げても使われないと思いますから、自家発電機を持ってくるか、そういうふうにしないとなかなかできないわけですので。もう１つはですね、ＬＰガス協会から県の教育委員会に要望がありますが、ガスのクーラーもあるんですよ。それも幾らかかるかこれも、通産省とか総務省とかいろいろ補助があるもんですから。それを含めて検討していきたいなと。５番議員言われましたとおりもこの夏暑いもんですから、どうにかしてやりたいと。ただ、教育委員会も言いましたが、使う時間が短いということですので、どういうふうにやっていくのか。それを含めて、もう本当につけたいのはやまやまですが、どういうふうにつけられるのか、経費を削減しながら有効にできないか、それを今検討中でありますので、すぐつけるということは言われませんが、そういうことは日々、いえ、今回もガスの話をしましたが、ガスの方も、ちょっと協議してですね、これだったらもう電気は要りませんので燃料の方ですので、これが安くできるのか、或いは、今回も教育委員会で体育協会でビーチをしましたが、ビーチを始める段階になって、ビーチボールをしょっちゅうされる人が、クーラーを

止めてくれと。風があるから止めてくれという話でした。贅沢なスポーツだなあと思いましたが、そういうことで休みのときにかけるのか、これも難しい話で、もう風が影響するのはバレー、バスケット、ビーチバレーそれとバトミントン、いろいろありますが、涼しいときには行って運動したい、しかし風は要らないということですので、風を要らないエアコンなんてどうすればいいのかなあと、そういうのも考えてですね。早急にはつけるとは言いませんが、今、いろんな形で検討していかなければならないという状況でございます。以上でございます。

○議長（永田博人議員）　はい、5番議員。

○５番（川邊一徳議員）　はい、議長。スポーツをされる方は、様々な思いでされておりますので、一概にクーラーがいいというわけでもないということです。しかしこの小学校中学校については、あったほうがいいんじゃないだろうかと思います。やっぱり大人と子供は体力面でも違いますし、やっぱり熱中症になるのが一番怖いです。熱中症、今亡くなる方もいらっしゃいます。この熱中症の対策の観点からも、電圧が足りないならどのくらい上げれば大丈夫なのか。15 台もスポットクーラーがあるということなので、もったいないなと思っております。そういうのも活用しながらできればいいのかなと思っております。ぜひ、学校側とも協議していただいて、今後も、この熱中症対策はよろしくお願いいたします。以上です。

―――――――――○―――――――――

○議長（永田博人議員）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

―――――――――○―――――――――

散会　午後 02 時 51 分